

財務諸表等

令和3事業年度

財 務 諸 表

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

目 次

1	貸借対照表		1
2	行政コスト計算書		3
3	損益計算書		4
4	純資産変動計算書		6
5	キャッシュ・フロー計算書		7
6	利益の処分に関する書類		8
7	重要な会計方針		9

貸 借 対 照 表

(令和4年 3月31日)

(単位:円)

資産の部

I 流動資産

現金及び預金	774,562,795	
棚卸資産	757,433	
前払費用	126,279	
賞与引当金見返 (注)	375,948,539	
未収金	26,226,091	

流動資産合計

1,177,621,137

II 固定資産

1 有形固定資産

建物	6,004,168,841	
減価償却累計額	3,740,454,735	
減損損失累計額	594,781	2,263,119,325
構築物	176,190,238	
減価償却累計額	133,974,412	42,215,826
機械及び装置	1,406,761,332	
減価償却累計額	1,290,037,217	116,724,115
車両運搬具	8,979,903	
減価償却累計額	8,979,897	6
工具器具備品	3,022,016,319	
減価償却累計額	2,739,759,538	282,256,781
土地		3,996,703,000
建設仮勘定		1,973,183

有形固定資産合計

6,702,992,236

2 無形固定資産

商標権		328,304
ソフトウェア		4,129,581

無形固定資産合計

4,457,885

3 投資その他の資産

敷金・保証金	8,400,000	
退職給付引当金見返 (注)	4,427,252,285	
預託金	61,170	

投資その他の資産合計

4,435,713,455

固定資産合計

11,143,163,576

資産合計

12,320,784,713

負債の部

I 流動負債

未払金	581,708,927	
未払消費税等	1,029,000	
前受金	696,414	
預り金	28,815,246	
引当金(短期)		
賞与引当金	375,948,539	
その他の流動負債	154	

流動負債合計

988,198,280

II 固定負債

資産見返負債 (注)

資産見返運営費交付金	434,590,192	
資産見返物品受贈額	73	
建設仮勘定見返運営費交付金	1,973,183	436,563,448
退職給付引当金		4,427,252,285
環境対策引当金		756,800
資産除去債務		311,672,855

固定負債合計

5,176,245,388

負債合計

6,164,443,668

貸 借 対 照 表

(令和4年 3月31日)

(単位:円)

純資産の部

I 資本金

政府出資金

10,110,145,328

資本金合計

10,110,145,328

II 資本剰余金

資本剰余金

4,710,726,324

その他行政コスト累計額 (注)

△ 8,853,194,587

減価償却相当累計額(一)

△ 5,296,846,888

減損損失相当累計額(一)

△ 6,272,000

利息費用相当累計額(一)

△ 60,104,234

除売却差額相当累計額(一)

△ 3,489,971,465

資本剰余金合計

△ 4,142,468,263

III 利益剰余金

前事業年度繰越積立金 (注)

329,571

当期末処分利益 (うち当期総利益 188,334,409)

188,334,409

利益剰余金合計

188,663,980

純資産合計

6,156,341,045

負債純資産合計

12,320,784,713

(注)これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行政コスト計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位:円)

I 損益計算書上の費用

調査指導業務費	5,534,222,265
一般管理費	1,047,153,153
臨時損失	<u>1,012,594</u>

損益計算上の費用合計	6,582,388,012
------------	---------------

II その他行政コスト

減価償却相当額 (注)	168,309,563
減損損失相当額 (注)	736,100
利息費用相当額 (注)	3,016,814
除売却差額相当額 (注)	<u>527,505</u>

その他行政コスト合計	<u>172,589,982</u>
------------	--------------------

III 行政コスト	<u><u>6,754,977,994</u></u>
-----------	-----------------------------

(注)これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損益計算書

(令和3年 4月 1日～令和4年 3月31日)

(単位:円)

I 経常費用

調査指導業務費

給与、賞与及び諸手当	3,676,702,107	
給与及び諸手当	2,713,903,649	
賞与	638,730,817	
賞与引当金繰入	324,067,641	
法定福利費・福利厚生費	537,534,279	
退職金費用	333,658,371	
退職金	315,240	
退職給付費用	333,343,131	
雑給	58,345,155	
外部委託費	64,875,199	
検査試料費	7,887,035	
支払リース料	5,756,754	
賃借料	13,269,365	
減価償却費	111,419,067	
保守・修繕費	262,433,871	
水道光熱費	93,929,263	
旅費交通費	57,220,503	
消耗品費	220,441,933	
備品費	38,900,196	
諸謝金	3,662,783	
支払手数料	3,979,564	
その他業務経費	44,206,820	5,534,222,265

一般管理費

役員報酬	53,836,392	
給与、賞与及び諸手当	622,869,699	
給与及び諸手当	462,487,908	
賞与	108,500,893	
賞与引当金繰入	51,880,898	
法定福利費・福利厚生費	97,348,053	
退職金費用	53,365,838	
退職給付費用	53,365,838	
雑給	7,682,376	
外部委託費	34,271,878	
支払リース料	811,305	
賃借料	10,535,923	
減価償却費	17,412,135	
保守・修繕費	68,708,403	
水道光熱費	58,668,829	
旅費交通費	2,209,632	
消耗品費	3,160,913	
備品費	281,452	
諸謝金	6,648,840	
支払手数料	3,811,462	
その他管理経費	5,530,023	1,047,153,153

経常費用合計

6,581,375,418

損益計算書

(令和3年 4月 1日～令和4年 3月31日)

(単位:円)

Ⅱ 経常収益

運営費交付金収益	(注)	5,830,930,524	
事業収益			
手数料収入		27,818,949	
検定手数料収入		3,597,200	
その他手数料収入		24,221,749	
その他事業収入		<u>11,868,227</u>	39,687,176
受託収入			
その他受託収入			2,278,906
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金戻入	(注)		128,831,202
賞与引当金見返に係る収益	(注)		375,948,539
退職給付引当金見返に係る収益	(注)		386,708,969
財務収益			
受取利息			45
雑益			
生命保険手数料収入		416,429	
その他収入		<u>1,341,644</u>	<u>1,758,073</u>
経常収益合計			<u>6,766,143,434</u>
経常利益			<u>184,768,016</u>

Ⅲ 臨時損失

固定資産除却損		968,883	
固定資産売却損		<u>43,711</u>	
臨時損失合計			<u>1,012,594</u>

Ⅳ 臨時利益

固定資産売却益		2,468,830	
資産見返運営費交付金戻入	(注)	1,013,160	
資産見返物品受贈額戻入	(注)	<u>4</u>	
臨時利益合計			<u>3,481,994</u>

V 当期純利益

187,237,416

Ⅵ 前事業年度繰越積立金取崩額 (注)

1,096,993

Ⅶ 当期総利益

188,334,409

(注)これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純資産変動計算書

(令和3年 4月 1日～令和4年 3月31日)

(単位:円)

	Ⅰ 資本金		Ⅱ 資本剰余金					Ⅲ 利益剰余金					純資産 合 計
	政 府 出資金	資 本 剰余金	その他行政コスト累計額				資 本 剰余金 合 計	前事業年度 繰越積立金	積立金	当期未処分 利 益		利 益 剰余金 合 計	
			減 価 償 却 相当累計額 (一)	減 損 損 失 相当累計額 (一)	利 息 費 用 相当累計額 (一)	除売却差額 相当累計額 (一)				うち 当期総利益			
当期首残高	10,110,145,328	4,676,696,036	△ 5,156,197,481	△ 5,535,900	△ 57,087,420	△ 3,461,783,804	△ 4,003,908,569	6,648,251	-	370,078,793	-	376,727,044	6,482,963,803
当期変動額													
Ⅰ 資本剰余金の当期変動額													
固定資産の取得		34,030,288					34,030,288					-	34,030,288
固定資産の除売却			27,660,156			△ 28,187,661	△ 527,505					-	△ 527,505
減価償却			△ 168,309,563				△ 168,309,563					-	△ 168,309,563
固定資産の減損				△ 736,100			△ 736,100					-	△ 736,100
時の経過による資産除去債務の増加					△ 3,016,814		△ 3,016,814					-	△ 3,016,814
Ⅱ 利益剰余金の当期変動額													
(1) 利益の処分													
前事業年度からの繰越し								1,426,564	△ 1,426,564			-	-
利益処分による積立								△ 6,648,251	376,727,044	△ 370,078,793		-	-
国庫納付金の納付									△ 375,300,480			△ 375,300,480	△ 375,300,480
(2) その他													
当期純利益										187,237,416	187,237,416	187,237,416	187,237,416
前事業年度繰越積立金取崩額								△ 1,096,993		1,096,993	1,096,993	-	-
当期変動額合計	-	34,030,288	△ 140,649,407	△ 736,100	△ 3,016,814	△ 28,187,661	△ 138,559,694	△ 6,318,680	-	△ 181,744,384	188,334,409	△ 188,063,064	△ 326,622,758
当期末残高	10,110,145,328	4,710,726,324	△ 5,296,846,888	△ 6,272,000	△ 60,104,234	△ 3,489,971,465	△ 4,142,468,263	329,571	-	188,334,409	188,334,409	188,663,980	6,156,341,045

キャッシュ・フロー計算書

(令和3年 4月 1日～令和4年 3月31日)

(単位:円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 503,618
人件費支出	△ 5,471,111,459
その他の業務支出	△ 1,034,738,652
運営費交付金収入	6,761,274,000
受託収入	2,278,906
検定手数料収入	3,703,000
その他事業収入	35,979,572
その他収入	1,743,123
小計	298,624,872
利息の受取額	45
国庫納付金の支払額	△ 375,300,480
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 76,675,563

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 221,979,454
有形固定資産の売却による収入	2,470,940
無形固定資産の取得による支出	△ 4,156,900
施設費による収入	40,863,195
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 182,802,219

III 資金減少額 △ 259,477,782

IV 資金期首残高 1,034,040,577

V 資金期末残高 774,562,795

利益の処分に関する書類

(単位:円)

I 当期未処分利益	188,334,409
-----------	-------------

当期総利益	188,334,409
-------	-------------

II 積立金振替額	329,571
-----------	---------

前事業年度繰越積立金	329,571
------------	---------

III 利益処分額

積立金	<u>188,663,980</u>	<u>188,663,980</u>
-----	--------------------	--------------------

重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月２１日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しています。

なお、独立行政法人会計基準等のうち、時価の算定に係る改訂内容は令和４事業年度から、収益認識に係る改訂内容は令和５事業年度から、それぞれ適用します。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しています。

なお、管理部門の活動については、期間進行基準を採用しています。

２．減価償却の会計処理方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く。）

有形固定資産の減価償却については、定額法を採用しています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	２年～５０年
構築物	２年～６０年
機械及び装置	３年～３０年
車両運搬具	６年
工具器具備品	２年～２０年

耐用年数については、法人税法に規定する基準に従っています。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第８７第１項）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第９１）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

（２）無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産の減価償却については、定額法を採用しています。

なお、耐用年数は以下のとおりです。

特許権	８年
商標権	１０年
ソフトウェア	５年

（３）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

３．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当該事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により

財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しています。

4. 退職給付に係る引当金の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しています。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しており、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しています。

5. 環境対策引当金の計上基準

P C B（ポリ塩化ビフェニル）の処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。

6. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価基準を採用しています。

7. リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

8. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式を採用しています。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額

△5,312,130,727 円

2. 減損会計に係る注記

今期減損を認識し、減損額を計上した分

- ① 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 途	種 類	場 所	帳簿価額
電話回線 (149 回線)	電話加入権	本部及び各地域センター	736,100 円

- ② 減損の認識に至った経緯

財産評価基本通達の一部改正により電話加入権の評価について所要の改正があったため、減損を認識しています。

- ③ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

用 途	種 類	損益計算書に 計上した金額	損益計算書に 計上していない金額
電話回線 (149 回線)	電話加入権	0 円	736,100 円

- ④ 回収可能サービス価額について

正味売却価額を採用し、実勢価格（国税庁公表の「財産評価基準書」）に基づいて算定していますが、電話加入権の標準価額（1 回線当たり 1,500 円）が廃止されたことから、売買実例価額等を参酌して「0 円」としています。

(行政コスト計算書関係)

1. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	6,754,977,994 円
自己収入等	△46,193,030 円
機会費用	349,151,489 円

独立行政法人の業務運営に関して

国民の負担に帰せられるコスト 7,057,936,453 円

2. 機会費用の計上方法

- (1) 国又は地方公共団体の国有財産の無償使用料による機会費用の計算方法

当法人が無償使用している国有財産の機会費用は、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 6 項の規定に基づき定められている「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（昭和 33 年 1 月 7 日蔵管第 1 号大蔵省管

財局長）により使用料を算定しています。

(2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

政府出資等の機会費用は、資本剰余金相当額を含めた政府出資等の純資産額に令和4年3月31日における10年利付国債の当期末利回りである0.210%で計算しています。

(3) 国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しています。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

資金の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	774,562,795 円
資金期末残高	774,562,795 円

(金融商品の時価等に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定し、主に国から交付される運営費交付金、施設整備費補助金等により資金を調達しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	774,562,795	774,562,795	—
(2) 未収金	26,226,091	26,226,091	—
(3) 未払金(※)	(581,708,927)	(581,708,927)	(—)

(※) 負債に計上されているものは、()で示しています。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 未収金

未収金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、

当該帳簿価額によっています。

(3) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務の内容

単独庁舎及び合同庁舎の使用許諾契約等に基づく原状回復義務、土壤汚染対策法に基づく調査費用及び石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去費用です。

2. 支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件

見込み期間 9 年～ 49 年

割引率 1.209%～2.302%

3. 資産除去債務の総額の期中における増減内容

期首残高	308,656,041 円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一円
時の経過による調整額	3,016,814 円
資産除去債務の履行による減少額	一円
その他増減額（△は減少）	一円
期末残高	<u>311,672,855 円</u>

(積立金の国庫納付等)

1. 前事業年度の前事業年度繰越積立金期末残高は 6,648,251 円であり、これに前事業年度の当期末処分利益 370,078,793 円を加えると、積立金 376,727,044 円となります。

2. この積立金 376,727,044 円のうち、当事業年度の業務の財源として繰越の承認を受けた額は 1,426,564 円であり、差し引き 375,300,480 円については国庫に納付しました。

(退職給付に係る注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しています。非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	4,420,561,679 円
退職給付費用	386,708,969 円

退職給付の支払額	<u>△380,018,363 円</u>
期末における退職給付引当金	<u>4,427,252,285 円</u>

(2) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	386,708,969 円
----------------	---------------

3. 退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、32,384,182 円でした。

令和3事業年度

附属明細書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

目 次

1	固定資産の取得、処分、減価償却費 （「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」 及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等 の会計処理」による減価償却相当額も含む。）及び減損 損失累計額の明細	1
2	棚卸資産の明細	3
3	引当金の明細	4
4	退職給付引当金の明細	5
5	資産除去債務の明細	6
6	資本剰余金の明細	7
7	運営費交付金債務及び当期振替額等の明細	8
8	運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細	9
9	役員及び職員の給与の明細	10
10	セグメント情報	11
11	主な資産及び負債の明細	13

1 固定資産の取得、処分、減価償却費(「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。)及び減損損失累計額の明細

(単位:円)

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引 当期末残高	摘 要
							当期償却額		当期減損額		
有形固定資産 (減価償却費)	建 物	410,407,723	1,815,000	4,448,379	407,774,344	315,529,503	19,071,068	594,781	-	91,650,060	
	構築物	21,153,320	-	-	21,153,320	6,961,953	471,120	-	-	14,191,367	
	機械及び装置	218,833,710	15,190,894	4,054,851	229,969,753	185,775,247	8,285,709	-	-	44,194,506	
	車両運搬 具	8,979,143	-	-	8,979,143	8,979,138	-	-	-	5	
	工具器具備品	2,388,930,680	107,949,623	117,670,788	2,379,209,515	2,099,113,070	100,686,999	-	-	280,096,445	
	計	3,048,304,576	124,955,517	126,174,018	3,047,086,075	2,616,358,911	128,514,896	594,781	-	430,132,383	
有形固定資産 (減価償却相当額)	建 物	5,616,746,530	-	20,352,033	5,596,394,497	3,424,925,232	154,546,297	-	-	2,171,469,265	
	構築物	155,036,918	-	-	155,036,918	127,012,459	4,480,270	-	-	28,024,459	
	機械及び装置	1,142,761,291	34,030,288	-	1,176,791,579	1,104,261,970	8,918,602	-	-	72,529,609	
	車両運搬 具	760	-	-	760	759	-	-	-	1	
	工具器具備品	650,643,972	-	7,837,168	642,806,804	640,646,468	364,394	-	-	2,160,336	
	計	7,565,189,471	34,030,288	28,189,201	7,571,030,558	5,296,846,888	168,309,563	-	-	2,274,183,670	
非償却資産	土 地	3,996,703,000	-	-	3,996,703,000	-	-	-	-	3,996,703,000	
	建設仮勘 定	-	1,973,183	-	1,973,183	-	-	-	-	1,973,183	
	計	3,996,703,000	1,973,183	-	3,998,676,183	-	-	-	-	3,998,676,183	
有形固定資産合 計	建 物	6,027,154,253	1,815,000	24,800,412	6,004,168,841	3,740,454,735	173,617,365	594,781	-	2,263,119,325	
	構築物	176,190,238	-	-	176,190,238	133,974,412	4,951,390	-	-	42,215,826	
	機械及び装置	1,361,595,001	49,221,182	4,054,851	1,406,761,332	1,290,037,217	17,204,311	-	-	116,724,115	
	車両運搬 具	8,979,903	-	-	8,979,903	8,979,897	-	-	-	6	
	工具器具備品	3,039,574,652	107,949,623	125,507,956	3,022,016,319	2,739,759,538	101,051,393	-	-	282,256,781	
	土 地	3,996,703,000	-	-	3,996,703,000	-	-	-	-	3,996,703,000	
	建設仮勘 定	-	1,973,183	-	1,973,183	-	-	-	-	1,973,183	
	計	14,610,197,047	160,958,988	154,363,219	14,616,792,816	7,913,205,799	296,824,459	594,781	-	6,702,992,236	
無形固定資産 (減価償却費)	特許権	483,945	-	-	483,945	483,945	-	-	-	-	
	商標権	442,632	-	-	442,632	114,328	44,256	-	-	328,304	
	ソフトウエア	13,805,964	4,156,900	-	17,962,864	13,833,283	272,050	-	-	4,129,581	
	計	14,732,541	4,156,900	-	18,889,441	14,431,556	316,306	-	-	4,457,885	
非償却資産	電 話加入権	6,272,000	-	-	6,272,000	-	-	6,272,000	736,100	-	
	計	6,272,000	-	-	6,272,000	-	-	6,272,000	736,100	-	
無形固定資産合計	特許権	483,945	-	-	483,945	483,945	-	-	-	-	
	商標権	442,632	-	-	442,632	114,328	44,256	-	-	328,304	
	ソフトウエア	13,805,964	4,156,900	-	17,962,864	13,833,283	272,050	-	-	4,129,581	
	電 話加入権	6,272,000	-	-	6,272,000	-	-	6,272,000	736,100	-	
	計	21,004,541	4,156,900	-	25,161,441	14,431,556	316,306	6,272,000	736,100	4,457,885	
投資その他の資産 (注)	敷金・保証金	8,400,000	-	-	8,400,000	-	-	-	-	8,400,000	
	預託金	61,170	-	-	61,170	-	-	-	-	61,170	
	計	8,461,170	-	-	8,461,170	-	-	-	-	8,461,170	

<注記>

1. 当期における資産の取得財源は次のとおりとなっています。

- (1) 資産の種類が有形固定資産(減価償却費) : 運営費交付金
- (2) 資産の種類が有形固定資産(減価償却相当額) : 施設整備費補助金

2. 当期における資産の増減の主なものは次のとおりとなっています。

(1) 有形固定資産(減価償却費)

増 加 :	高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置	工具器具備品	14,300,000 円
	高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置	工具器具備品	12,650,000 円
	誘導結合プラズマ質量分析装置	工具器具備品	10,401,600 円
減 少 :	農薬登録情報検索システム	工具器具備品	41,903,400 円
	高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置	工具器具備品	21,546,000 円

(2) 有形固定資産(減価償却相当額)

増 加 :	スクラパー	機械及び装置	17,015,144 円
	スクラパー	機械及び装置	17,015,144 円
減 少 :	スクラパー	建物附属設備	12,611,585 円

3. 投資その他の資産には、退職給付引当金見返が含まれますが、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目のため、明細には含めていません。

2 棚卸資産の明細

(単位:円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		
貯 蔵 品	1,229,159	503,618	-	975,344	-	757,433	
計	1,229,159	503,618	-	975,344	-	757,433	

3 引当金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
賞与引当金	419,239,513	375,948,539	419,239,513	-	375,948,539	
環境対策引当金	756,800	-	-	-	756,800	
計	419,996,313	375,948,539	419,239,513	-	376,705,339	

4 退職給付引当金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
退職給付債務合計額	4,420,561,679	386,708,969	380,018,363	4,427,252,285	
退職一時金に係る債務	4,420,561,679	386,708,969	380,018,363	4,427,252,285	
退職給付引当金	4,420,561,679	386,708,969	380,018,363	4,427,252,285	

5 資産除去債務の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
使用許諾契約等に基づく原状回復義務	297,901,029	2,788,208	-	300,689,237	当期増加額は全て独立行政法人会計基準第91による特定の除去費用等である。
土壌汚染対策法に基づく調査費用	9,830,721	221,195	-	10,051,916	当期増加額は全て独立行政法人会計基準第91による特定の除去費用等である。
石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去費用	924,291	7,411	-	931,702	当期増加額は全て独立行政法人会計基準第91による特定の除去費用等である。
計	308,656,041	3,016,814	-	311,672,855	

6 資本剰余金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
運営費交付金	8,490,310	-	-	8,490,310	
施設費	4,662,157,726	34,030,288	-	4,696,188,014	固定資産(機械及び装置)の取得による増加
無償譲与	6,048,000	-	-	6,048,000	
計	4,676,696,036	34,030,288	-	4,710,726,324	

7 運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

(1)運営費交付金債務の増減の明細

(単位:円)

期首残高	当 期 交 付 額	当期振替額					引当金見返 との相殺額	期末残高
		運営費交付金 収 益	資 産 見 返 運営費交付金	建設仮勘定見返 運営費交付金	資本剰余金	小 計		
-	6,761,274,000	5,830,930,524	129,112,417	1,973,183	-	5,962,016,124	799,257,876	-

(2)運営費交付金債務の当期振替額及び主な使途の明細

① 運営費交付金収益への振替額及び主な使途の明細

(単位:円)

区 分		運営費交付金収益	運営費交付金の主な使途	
			費 用	主な使途
業務達成基準 による振替額	肥料及び土壌改良資材関係業務	495,271,562	472,797,397	人件費：426,080,933円、消耗品費：15,747,117円、保守・修繕費：15,295,620円、旅費交通費：5,471,504円、外部委託費：2,511,351円、その他：7,690,872円
	農業関係業務	893,258,367	854,094,957	人件費：756,331,306円、消耗品費：32,704,445円、保守・修繕費：38,641,982円、旅費交通費：7,256,309円、外部委託費：4,312,153円、その他：14,848,762円
	飼料及び飼料添加物関係業務	696,475,482	665,552,170	人件費：564,482,455円、消耗品費：42,216,889円、保守・修繕費：37,763,442円、旅費交通費：6,349,614円、外部委託費：2,348,370円、その他：12,391,400円
	食品表示の監視に関する業務	1,159,556,057	1,109,457,959	人件費：974,060,967円、消耗品費：65,862,684円、保守・修繕費：35,146,701円、旅費交通費：8,071,362円、外部委託費：2,664,975円、その他：23,651,270円
	日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	846,422,588	807,535,369	人件費：739,501,991円、消耗品費：16,227,778円、保守・修繕費：19,370,316円、旅費交通費：9,416,273円、外部委託費：2,486,350円、その他：20,532,661円
	食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	138,674,941	131,803,502	人件費：100,034,866円、消耗品費：19,914,285円、保守・修繕費：8,543,782円、旅費交通費：24,698円、外部委託費：274,335円、その他：3,011,536円
	その他の業務	390,997,357	373,602,073	人件費：342,976,683円、消耗品費：2,649,002円、保守・修繕費：6,473,505円、旅費交通費：1,501,840円、外部委託費：4,788,106円、その他：15,212,937円
期間進行基準による振替額		1,210,274,170	1,230,899,971	人件費：726,662,903円、水道光熱費：131,075,226円、保守・修繕費：167,072,238円、外部委託費：78,294,083円、消耗品費：20,058,349円、旅費交通費：14,357,462円、その他：93,379,710円
うち損益計算書等の経常費用における調査指導業務費への振替額		318,094,651	308,067,598	水道光熱費：72,406,397円、保守・修繕費：98,363,835円、外部委託費：44,022,205円、消耗品費：17,152,227円、旅費交通費：12,147,830円、その他：63,975,104円
合 計		5,830,930,524	5,645,743,398	

② 資産見返運営費交付金及び資本剰余金への振替額並びに主な使途の明細

(単位:円)

セ グ メ ン ト	資産見返運営費交付金への振替		資本剰余金への振替	
	振替額	主な使途	振替額	主な使途
肥料及び土壌改良資材関係業務	16,618,628	機械及び装置 1,522,463円 工具器具備品 15,096,165円	-	
農業関係業務	17,843,332	機械及び装置 2,703,682円 工具器具備品 13,166,467円 建設仮勘定 1,973,183円	-	
飼料及び飼料添加物関係業務	36,277,334	機械及び装置 2,073,698円 工具器具備品 34,203,636円	-	
食品表示の監視に関する業務	27,945,849	機械及び装置 3,569,912円 工具器具備品 24,375,937円	-	
日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促 進等に関する業務	19,862,379	機械及び装置 3,693,682円 工具器具備品 16,168,697円	-	
食品の安全性に関するリスク管理に資するた めの有害物質の分析業務	993,191	機械及び装置 367,491円 工具器具備品 625,700円	-	
その他の業務	6,657,367	機械及び装置 1,259,966円 工具器具備品 1,240,501円 ソフトウェア 4,156,900円	-	
法人共通	4,887,520	建物附属設備 1,815,000円 工具器具備品 3,072,520円	-	
合 計	131,085,600		-	

(3)引当金見返との相殺額の明細

(単位:円)

セ グ メ ン ト	引当金見返との相殺	
	相殺額	主な相殺額の内訳
肥料及び土壌改良資材関係業務	73,862,656	賞与引当金見返 38,743,621円 退職給付引当金見返 35,119,035円
農業関係業務	131,169,889	賞与引当金見返 68,803,326円 退職給付引当金見返 62,366,563円
飼料及び飼料添加物関係業務	100,606,031	賞与引当金見返 52,771,483円 退職給付引当金見返 47,834,548円
食品表示の監視に関する業務	173,195,193	賞与引当金見返 90,847,110円 退職給付引当金見返 82,348,083円
日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促 進等に関する業務	131,169,889	賞与引当金見返 68,803,326円 退職給付引当金見返 62,366,563円
食品の安全性に関するリスク管理に資するた めの有害物質の分析業務	17,828,917	賞与引当金見返 9,351,908円 退職給付引当金見返 8,477,009円
その他の業務	61,127,714	賞与引当金見返 32,063,686円 退職給付引当金見返 29,064,028円
法人共通	110,297,587	賞与引当金見返 57,855,053円 退職給付引当金見返 52,442,534円
合 計	799,257,876	

8 運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

施設費の明細

(単位:円)

区 分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘要
		建設仮勘定 見返施設費	資本剰余金	その他	
令和3年度施設整備費補助金	34,030,288	-	34,030,288	-	
計	34,030,288	-	34,030,288	-	

9 役員及び職員の給与の明細

(単位:千円、人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役 員	(660)	(1)	-	-
	59,177	5	-	-
職 員	(66,028)	(23)	-	-
	4,283,056	641	380,334	28
合 計	(66,688)	(24)	-	-
	4,342,233	646	380,334	28

<注記>

1. 役員に対する報酬等の支給基準

役員に対する報酬等は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当法人の業務の実績及び人件費見積りその他の事情を考慮して定めた「独立行政法人農林水産消費安全技術センター役員給与規程」及び「役員退職手当支給規程」に基づき支給しています。

2. 職員に対する給与の支給基準

職員に対する給与の支給は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当法人の業務の実績及び人件費見積りその他の事情を考慮して定めた「独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程」に基づき支給しています。

3. 職員の給与の支給人員の算定方法

年間平均支給人員数で算定しています。

4. 非常勤の役員又は職員がいる場合の記載方法

外数として()で記載しています。

5. その他

(1)上記明細は、当年度に支給した金額であるため、損益計算書上の役員報酬及び職員給与の額とは一致しません。

(2)千円未満を四捨五入して記載しています。

10 セグメント情報

(単位:円)

	肥料及び土壌 改良資材関係 業務	農薬関係業務	飼料及び飼料 添加物関係業務	食品表示の監 視に関する業務	日本農林規 格、農林水産 物及び食品の 輸出促進等に 関する業務	食品の安全性 に関するリス ク管理に資す るための有害 物質の分析業務	その他の業務	計	法人共通	合 計
I 行政コスト										
損益計算書上の費用合計	596,796,551	1,061,682,952	854,377,509	1,390,461,859	1,004,021,607	163,636,529	463,294,005	5,534,271,012	1,048,117,000	6,582,388,012
その他行政コスト										
減価償却相当額	7,640,183	49,624,712	9,405,802	9,970,891	6,210,522	1,016,610	2,252,298	86,121,018	82,188,545	168,309,563
減損損失相当額	-	-	-	-	-	-	-	-	736,100	736,100
利息費用相当額	79,955	152,127	108,904	10,545	7,987	1,086	3,721	364,325	2,652,489	3,016,814
除売却差額相当額	24,400	504,182	△ 225	△ 387	△ 293	△ 40	△ 132	527,505	-	527,505
その他行政コスト合計	7,744,538	50,281,021	9,514,481	9,981,049	6,218,216	1,017,656	2,255,887	87,012,848	85,577,134	172,589,982
行政コスト	604,541,089	1,111,963,973	863,891,990	1,400,442,908	1,010,239,823	164,654,185	465,549,892	5,621,283,860	1,133,694,134	6,754,977,994
II 独立行政法人の業務運営に関し て国民の負担に帰せられるコスト	635,196,498	1,169,097,522	869,729,080	1,475,806,043	1,064,795,255	172,442,652	490,753,669	5,877,820,719	1,180,115,734	7,057,936,453
III 事業費用、事業収益 及び事業損益										
事業費用	596,796,550	1,061,682,950	854,328,772	1,390,461,853	1,004,021,607	163,636,529	463,294,004	5,534,222,265	1,047,153,153	6,581,375,418
調査指導業務費	596,796,550	1,061,682,950	854,328,772	1,390,461,853	1,004,021,607	163,636,529	463,294,004	5,534,222,265	-	5,534,222,265
一般管理費	-	-	-	-	-	-	-	-	1,047,153,153	1,047,153,153
事業収益	618,639,046	1,102,083,729	889,905,090	1,442,193,760	1,043,834,392	170,676,153	482,214,756	5,749,546,926	1,016,596,508	6,766,143,434
運営費交付金収益	529,374,131	953,819,825	742,925,533	1,239,520,701	906,984,046	146,906,595	419,220,174	4,938,751,005	892,179,519	5,830,930,524
事業収益	1,276,000	-	36,594,114	-	317,524	-	1,499,538	39,687,176	-	39,687,176
受託収入	-	-	-	-	2,278,906	-	-	2,278,906	-	2,278,906
資産見返負債戻入	17,508,648	23,100,670	14,386,458	37,408,984	9,090,682	6,757,079	3,166,546	111,419,067	17,412,135	128,831,202
賞与引当金見返に係る収益	34,742,926	61,698,645	47,322,262	81,466,172	61,698,645	8,386,224	28,752,767	324,067,641	51,880,898	375,948,539
退職給付引当金見返に係る収益	35,737,341	63,464,589	48,676,723	83,797,903	63,464,589	8,626,255	29,575,731	333,343,131	53,365,838	386,708,969
財務収益	-	-	-	-	-	-	-	-	45	45
雑益	-	-	-	-	-	-	-	-	1,758,073	1,758,073
事業損益	21,842,496	40,400,779	35,576,318	51,731,907	39,812,785	7,039,624	18,920,752	215,324,661	△ 30,556,645	184,768,016
IV 臨時損益等										
臨時損失	1	2	48,737	6	-	-	1	48,747	963,847	1,012,594
固定資産除却損	1	2	5,026	6	-	-	1	5,036	963,847	968,883
固定資産売却損	-	-	43,711	-	-	-	-	43,711	-	43,711
臨時利益	335,101	167,312	1,567,287	296,256	149,000	-	1	2,514,957	967,037	3,481,994
固定資産売却益	335,094	167,309	1,517,998	296,246	148,996	-	-	2,465,643	3,187	2,468,830
資産見返運営費交付金戻入	6	3	49,289	8	3	-	1	49,310	963,850	1,013,160
資産見返物品受贈額戻入	1	-	-	2	1	-	-	4	-	4
当期純損益	22,177,596	40,568,089	37,094,868	52,028,157	39,961,785	7,039,624	18,920,752	217,790,871	△ 30,553,455	187,237,416
前事業年度繰越積立金取崩額	346,666	23,161	659,484	30,581	23,161	3,148	10,792	1,096,993	-	1,096,993
当期総損益	22,524,262	40,591,250	37,754,352	52,058,738	39,984,946	7,042,772	18,931,544	218,887,864	△ 30,553,455	188,334,409
V 総資産	712,654,002	1,911,794,393	891,670,256	1,502,623,492	1,102,201,485	166,069,961	502,893,711	6,789,907,300	5,530,877,413	12,320,784,713
土地	75,475,738	73,300,017	56,220,401	96,784,488	73,300,017	9,963,109	34,159,230	419,203,000	3,577,500,000	3,996,703,000
建物	60,571,862	793,536,461	62,692,187	88,981,302	65,148,239	10,804,676	25,565,007	1,107,299,734	1,155,819,591	2,263,119,325
構築物	2,885,449	28,554,165	2,893,597	1,905,550	1,443,174	196,159	672,549	38,550,643	3,665,183	42,215,826
機械及び装置	6,228,240	54,576,915	9,094,220	16,161,514	14,173,703	11,729,216	3,919,886	115,883,694	840,421	116,724,115
車両運搬具	-	-	-	-	-	-	1	1	5	6
工具器具備品	49,150,057	40,025,145	55,041,815	84,406,669	28,090,781	8,366,686	5,952,593	271,033,746	11,223,035	282,256,781
建設仮勘定	-	1,973,183	-	-	-	-	-	1,973,183	-	1,973,183
無形固定資産	-	111,240	-	-	328,304	-	4,018,340	4,457,884	1	4,457,885
投資その他の資産	409,140,305	726,576,749	557,277,313	959,363,476	726,576,749	98,758,005	338,598,873	3,816,291,470	619,421,985	4,435,713,455
現金及び預金	71,580,483	127,117,065	97,497,555	167,843,892	127,117,065	17,278,048	59,239,021	667,673,129	106,889,666	774,562,795
その他 (注)	37,621,868	66,023,453	50,953,168	87,176,601	66,023,453	8,974,062	30,768,211	347,540,816	55,517,526	403,058,342

〈注記〉

1. 事業の種類区分方法

年度目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。

2. 各区分の主要な業務

(1) 農業生産資材における安全の確保等に関する業務

- ① 肥料及び土壌改良資材関係業務
- ② 農薬関係業務
- ③ 飼料及び飼料添加物関係業務

(2) 食品表示の監視及び日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

- ① 食品表示の監視に関する業務
- ② 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

(3) 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

(4) その他の業務

3. 行政コストのうち、法人共通については、事業以外の配賦不能コストとして1,133,694,134円を計上しています。

4. 事業収益には臨時収益が含まれていません。

5. 事業費用のうち、法人共通については、事業以外の配賦不能費用として1,047,153,153円を計上しています。

6. 事業収益のうち、法人共通については、事業以外の配賦不能収益として1,016,596,508円を計上しています。

7. 臨時損失のうち、法人共通については、事業以外の配賦不能損失として963,847円を計上しています。

8. 臨時利益のうち、法人共通については、事業以外の配賦不能利益として967,037円を計上しています。

9. 総資産のうち、法人共通については、事業以外の配賦不能資産として5,530,877,413円を計上しています。

10. (注)総資産の「その他」は、棚卸資産、前払費用、賞与引当金見返、未収金の合計額です。

11 主な資産及び負債の明細

(1) 現金及び預金 (単位: 円)

摘 要	金 額
普通預金	774,559,495
当座預金	3,300
計	774,562,795

(2) 未収金 (単位: 円)

摘 要	金 額
施設整備費補助金	26,057,288
その他	168,803
計	26,226,091

(3) 未払金 (単位: 円)

摘 要	金 額
人件費の類	395,930,235
物品購入の類	8,703,530
その他(光熱費・旅費・役務費)	177,075,162
計	581,708,927

(4) 資産見返運営費交付金 (単位: 円)

摘 要	期首残高	当期増加額	当期減少額	減価償却相当額	減損損失相当額	差引期末残高
建物	109,869,974	1,815,000	963,846	19,071,068	-	91,650,060
構築物	14,662,487	-	-	471,120	-	14,191,367
機械及び装置	37,289,321	15,190,894	2	8,285,709	-	44,194,504
車両運搬具	5	-	-	-	-	5
工具器具備品	272,883,059	107,949,623	49,312	100,686,999	-	280,096,371
商標権	372,560	-	-	44,256	-	328,304
ソフトウェア	244,731	4,156,900	-	272,050	-	4,129,581
計	435,322,137	129,112,417	1,013,160	128,831,202	-	434,590,192

(5) その他

肥料の登録及び農薬の登録、登録票の書替等に係る受付及び調査は当法人で行っていますが、手数料の納付方法は収入印紙により納付することとなっていることから、当法人の収入とはならず国の歳入となっており、これらは財務諸表上には全く現れません。

① 肥料の登録に係る受付及び調査	30,213,900円 (令和3年度 収入印紙での納付合計額)
② 農薬の登録、登録票の書替等に係る受付及び調査	462,606,000円 (令和3年度 収入印紙での納付合計額)
計	492,819,900円

令和3事業年度

決算報告書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

令和３年度決算報告書

区 分	肥料及び土壌改良資材関係業務				農業関係業務				飼料及び飼料添加物関係業務				食品表示の監視に関する業務				日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入																				
運営費交付金	613,632,000	613,632,000	-		1,072,523,000	1,072,523,000	-		889,241,000	889,241,000	-		1,464,588,000	1,464,588,000	-		1,057,324,000	1,057,324,000	-	
施設整備費補助金	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-	
受託収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-		405,000	-	405,000		-	2,278,906	△ 2,278,906	
諸収入	1,741,000	1,551,221	189,779		-	488,755	△ 488,755		36,735,000	36,968,984	△ 233,984		-	645,346	△ 645,346		100,000	806,279	△ 706,279	
検査等手数料収入	-	-	-		-	-	-		19,958,000	23,982,049	△ 4,024,049	※A	-	-	-		100,000	239,700	△ 139,700	※B
検定手数料収入	-	-	-		-	-	-		7,221,000	3,597,200	3,623,800	※C	-	-	-		-	-	-	
講習事業収入	-	-	-		-	-	-		7,701,000	7,376,535	324,465		-	-	-		-	-	-	
その他の収入	1,741,000	1,551,221	189,779	※E	-	488,755	△ 488,755		1,855,000	2,013,200	△ 158,200		-	645,346	△ 645,346		-	566,579	△ 566,579	
前年度よりの繰越金	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-	
計	615,373,000	615,183,221	189,779		1,072,523,000	1,073,011,755	△ 488,755		925,976,000	926,209,984	△ 233,984		1,464,993,000	1,465,233,346	△ 240,346		1,057,424,000	1,060,409,185	△ 2,985,185	
支出																				
業務経費	79,585,000	78,542,098	1,042,902		141,943,000	135,018,250	6,924,750		183,392,000	170,175,630	13,216,370	※F	186,217,000	166,975,368	19,241,632	※F	79,845,000	93,171,446	△ 13,326,446	※G
施設整備費補助金	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-	
受託経費	-	-	-		-	-	-		-	-	-		405,000	-	405,000		-	2,200,850	△ 2,200,850	
一般管理費	34,318,000	33,581,292	736,708		59,605,000	59,635,741	△ 30,741		47,564,000	45,740,035	1,823,965		81,881,000	78,742,338	3,138,662		62,616,000	59,635,741	2,980,259	
人件費	501,470,000	498,255,312	3,214,688		870,975,000	884,832,709	△ 13,857,709		695,020,000	678,658,097	16,361,903		1,196,490,000	1,168,322,800	28,167,200		914,963,000	884,832,709	30,130,291	
計	615,373,000	610,378,702	4,994,298		1,072,523,000	1,079,486,700	△ 6,963,700		925,976,000	894,573,762	31,402,238		1,464,993,000	1,414,040,506	50,952,494		1,057,424,000	1,039,840,746	17,583,254	

区 分	食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務				その他の業務				法人共通				合計			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入																
運営費交付金	186,150,000	186,150,000	-		488,919,000	488,919,000	-		988,897,000	988,897,000	-		6,761,274,000	6,761,274,000	-	
施設整備費補助金	-	-	-		-	-	-		41,239,000	34,030,288	7,208,712	※H	41,239,000	34,030,288	7,208,712	
受託収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-		405,000	2,278,906	△ 1,873,906	
諸収入	-	66,433	△ 66,433		4,620,000	1,727,307	2,892,693		1,661,000	1,661,909	△ 909		44,857,000	43,916,234	940,766	
検査等手数料収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-		20,058,000	24,221,749	△ 4,163,749	
検定手数料収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-		7,221,000	3,597,200	3,623,800	
講習事業収入	-	-	-		4,620,000	1,499,538	3,120,462	※D	-	-	-		12,321,000	8,876,073	3,444,927	
その他の収入	-	66,433	△ 66,433		-	227,769	△ 227,769		1,661,000	1,661,909	△ 909		5,257,000	7,221,212	△ 1,964,212	
前年度よりの繰越金	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-	
計	186,150,000	186,216,433	△ 66,433		493,539,000	490,646,307	2,892,693		1,031,797,000	1,024,589,197	7,207,803		6,847,775,000	6,841,499,428	6,275,572	
支出																
業務経費	54,553,000	32,901,004	21,651,996	※F	32,948,000	38,310,649	△ 5,362,649	※G	-	-	-		758,483,000	715,094,445	43,388,555	
施設整備費補助金	-	-	-		-	-	-		41,239,000	34,030,288	7,208,712	※H	41,239,000	34,030,288	7,208,712	
受託経費	-	-	-		-	-	-		-	-	-		405,000	2,200,850	△ 1,795,850	
一般管理費	8,429,000	8,105,829	323,171		29,502,000	27,791,413	1,710,587		203,337,000	197,605,854	5,731,146		527,252,000	510,838,243	16,413,757	
人件費	123,168,000	120,268,523	2,899,477		431,089,000	412,349,223	18,739,777		787,221,000	744,034,424	43,186,576		5,520,396,000	5,391,553,797	128,842,203	
計	186,150,000	161,275,356	24,874,644		493,539,000	478,451,285	15,087,715		1,031,797,000	975,670,566	56,126,434		6,847,775,000	6,653,717,623	194,057,377	

- ※ A GMP検査件数の増加に伴い、検査手数料収入が増となっています。
- ※ B 認証機関の審査工数の増加に伴い、食品認定手数料収入が増となっています。
- ※ C 飼料添加物の検定検査件数の減少に伴い、検定手数料収入が減となっています。
- ※ D 事業講習会の開催件数の減少に伴い、講習事業収入が減となっています。
- ※ E 標準物質売払（肥料）の減少に伴い、その他収入が減となっています。
- ※ F コロナ禍の影響により、立入検査件数及び他の業務における機器整備のための振替に伴い、支出が減となっています。
- ※ G 機器整備等（分析機器の取得等）の増加に伴い支出が増となっています。
- ※ H 入札の結果、契約金額が予算額を下回ったため、収入及び支出が減となっています。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月7日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

理事長 木内 岳志 殿

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鷗 見 寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

尾 川 克 明

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3事業年度の財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの令和4年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、独立行政法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。独立行政法人の長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに独立行政法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜利益の処分にに関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告＞

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第 39 条の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの令和 3 事業年度の利益の処分にに関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- （１） 利益の処分にに関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- （２） 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- （３） 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分にに関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分にに関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

FAMIC

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター

令和3事業年度 事業報告書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日



○食品表示の監視に関する業務/イカ加工品の種判別技術の開発

背景



予測

別種のイカをスルメイカと表示する偽装の可能性

【スルメイカの歴史的な不漁による市場動向を調査】

- ★スルメイカの価格の上昇
- ★取扱業者のスルメイカ調達が困難化
- ★スルメイカ以外のイカの使用ヘシフト

対応

イカ加工品の種判別技術を短期間で開発！

市販品を買い上げて検査
スルメイカ表示のある加工品の検査を実施

スルメイカ以外の
DNAを検出！！
(表示の疑義)

追加の検査で、スルメイカ以外のイカの使用を複数の商品で確認

全国で複数の立入検査を
地方農政局と実施

違反表示を確認した事業者に対し、
農林水産省が行政措置（指示公表）



取引記録等で、別種のイカを使った商品に「スルメイカ」と表示していたことを確認！

食品表示の
適正化に貢献

詳しくは33ページへ

○飼料及び飼料添加物関係業務/国際貢献～飼料安全に係る分析研修開催

背景



- ・飼料の安全管理の高度化のためのリスク管理に関する知識
- ・分析技術の普及・向上

が**重要!**

対応

OIE(国際獣疫事務局)コラボレーティングセンターとしてアジア各国のニーズに合わせ以下の活動を実施



研修希望項目をアンケート

重金属の分析
研修を企画!

WEBによる
研修を提案

OIEの飼料安全のワーク
ショップと分析研修を同時
に開催しましょう!

新型コロナウイルス流行による入国制限に対応

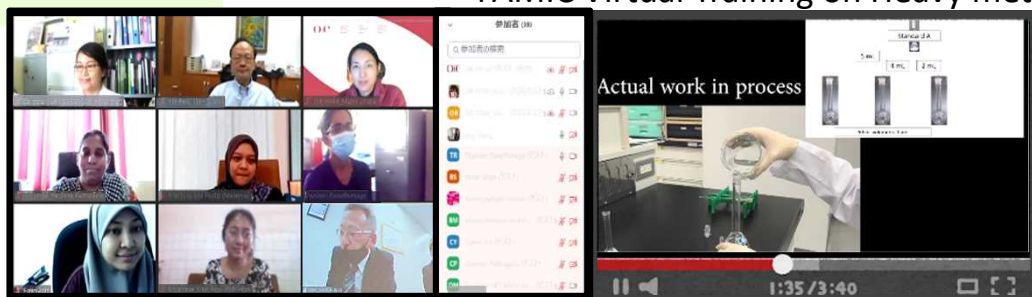


oie

OIE 飼料安全に係る分析研修・WEB開催(2021年11月)

飼料安全のワークショップ
と同時開催

The 3rd OIE Regional Workshop on Animal Feed Safety/
FAMIC Virtual Training on Heavy metals



分析手法だけでなく、重金属のリスク管理の流れ(リスクプロファイル、サーベイランス、基準設定、モニタリング)を紹介

動画を活用することで開催後も**繰り返し視聴可能**

分析研修の**参加国が拡大**

3カ国(2013)

7カ国(2017)

9カ国(2021)

18名



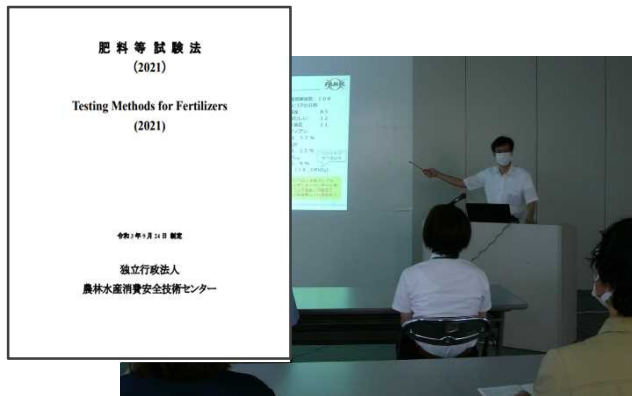
アジア地域の**飼料の安全確保、
分析技術向上**に貢献

詳しくは33ページへ



○肥料及び土壌改良資材関係業務

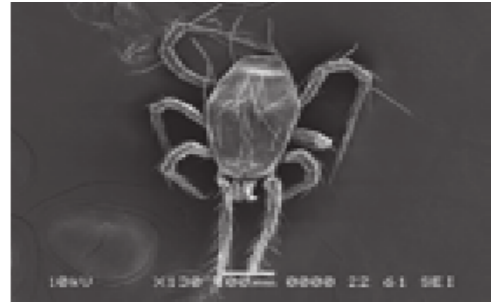
- 肥料取締法の改正により新たに制度化された肥料の原料管理制度を肥料業者等へ周知
- 肥料の分析法を開発・改良し、その妥当性を確認して「肥料等試験法」を改正



詳しくは31ページへ

○農薬関係業務

- 生物農薬※について、人への安全性や環境への影響を的確に評価するため、国際的な動向も把握しつつ、試験方法や評価方法の見直しに貢献



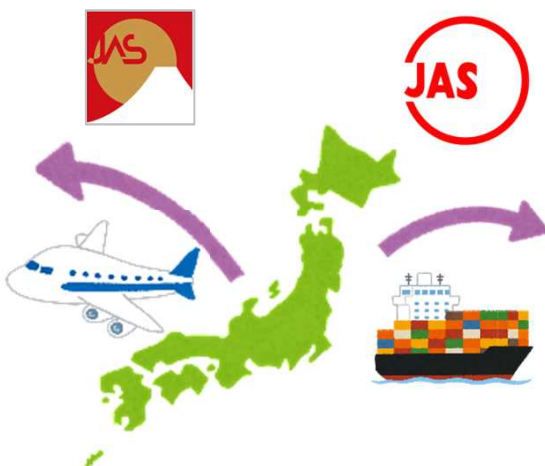
天敵農薬:チリカブリダニ

※生物農薬とは、天敵や微生物を有効成分とする農薬です。IPM（総合的病害虫・雑草管理）で化学農薬に代わる防除手段として、また、有機栽培でも使用可能な農薬です。

詳しくは32ページへ

○日本農林規格等に関する業務

- 東南アジア各国にJASに係る講義を行い、海外でのJASの浸透・定着、日本からのISO提案への協力関係の醸成に貢献



詳しくは34ページへ

○食品安全に係る有害物質の分析業務

- 麦類のかび毒汚染の蓋然性が高い地域の試料を追加分析し、現行のかび毒低減対策の有効性検証に貢献
- かび毒デオキシノノール-3-グルコシド (DON-3-G) の品種や栽培条件等による蓄積の差があるか予備調査し、データの蓄積に貢献



詳しくは35ページへ

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）は、平成19年4月に独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農薬検査所の3法人を統合して設立されました。

以来、科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命とし、食品や、肥料、飼料、農薬等生産資材の検査・分析を、関係法令に基づいて実施してまいりました。

令和3年度は、肥料取締法及び農薬取締法の改正による新たな検査の導入等に対応するとともに、組織運営については、内部統制の更なる充実・強化に向けて、

① 全員参加型でFAMICの今後10年の方向性を考えるプロジェクトを推進し、組織の活性化に向けた取組みを実施（[P14参照](#)）

② 3つのディフェンスラインの考え方に基づくリスク管理運営体制のもと、効率的・効果的にリスクを管理し、業務改善を実施（[P21参照](#)）

等、職員の視野拡大、モチベーション向上を図り、持続的組織運営に努めているところです。

加速的に進化する科学技術や経済のグローバル化、そして世界に吹き荒れるコロナ禍は、私たちの生活に急激な変化をもたらしています。また、SDGsや環境を重視する国内外の動きが加速していく中、農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定・推進しています。FAMICは、このような情勢の変化に柔軟に対応し、技術力の一層の向上に取り組んでまいります。

本事業報告書が、業務実績等報告書や環境報告書等とともに、FAMICの様々な活動についてご理解いただく一助になることを願っております。

FAMIC（ファミック）
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

理事長

木内 岳志



食品、肥料・飼料、農薬の印象をそれぞれオレンジ、緑、青で示し、3分野が1本の縄のように強固に結びついていくことを、DNAの二重らせんになぞらえ、同時に『農場から食卓まで』つながるフードチェーンもイメージし、ロゴで一体感を表しています。

目次

1. 法人の目的、業務内容	6
(1) 法人の目的 (2) 業務内容 (3) 主な関係法令	
2. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	7
3. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等	8
(1) 運営基本理念及び運営方針 (2) 未来に向けて	
4. 年度目標及び事業計画	9
(1) 年度目標 (2) 事業計画	
5. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	12
(1) ガバナンスの状況 (2) 役員等の状況 (3) 職員の状況	
(4) 重要な施設等の整備等の状況 (5) 純資産の状況 (6) 財源の状況	
(7) 社会及び環境への配慮等の状況 (8) その他源泉の状況	
6. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	21
(1) リスク管理の仕組み	
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
7. 業績の適正な評価の前提情報	23
(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務 (2) 農薬関係業務	
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務 (4) 食品表示の監視に関する業務	
(5) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	
(6) 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	
(7) その他の業務	
8. 業務の成果と使用した資源との対比	29
(1) 自己評価 (2) 主務大臣による過年度の総合評定の状況	
(3) 令和3年度の業務の成果	
9. 予算と決算との比較	36
10. 財務諸表	37
(1) 貸借対照表 (2) 行政コスト計算書 (3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書 (5) キャッシュ・フロー計算書	
11. 財政状態及び運営状況の理事長による説明情報	40
(1) 貸借対照表 (2) 行政コスト計算書 (3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書 (5) キャッシュ・フロー計算書	
12. 内部統制の運用に関する情報	41
(1) 内部統制の推進に関する事項 (2) リスク評価と対応に関する事項	
(3) 監事監査に関する事項 (4) 内部監査に関する事項	
(5) 入札・契約に関する事項 (6) 予算の適正な配分に関する事項	
13. 法人の基本情報	43
(1) 沿革 (2) 設立に係る根拠法 (3) 主務大臣	
(4) 組織図 (5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地	
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
(7) 主要な財務データの経年比較	
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	
14. 参考情報	49
(1) 要約した財務諸表の科目の説明 (2) その他公表資料等との関係の説明	

1. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

FAMICは、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、農林物資等の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的としています。（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）第3条）

(2) 業務内容

FAMICの業務は、センター法第10条に定められています。その概要は次のとおりです。

- ① 食品等の品質及び表示に関する調査、分析並びにこれらに関する情報提供
- ② 食品等の消費の改善に関する技術上の情報収集、整理、提供
- ③ 日本農林規格、食品表示基準等が定められた食品等の検査
- ④ 日本農林規格等に関する認証等の適正な実施に必要な能力に関する評価、指導
- ⑤ 食品等の品質管理及び表示に関する技術上の調査、指導
- ⑥ 食品等の検査技術に関する調査、研究及び講習
- ⑦ 肥料、農薬、飼料等の検査
- ⑧ 飼料等の検定、表示に関する業務
- ⑨ 飼料等の登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査、指導
- ⑩ 飼料等の製造設備、製造管理の方法等に関する調査
- ⑪ 上記の業務に附帯する業務
- ⑫ 食品、肥料、農薬、飼料、農林水産物の輸出促進等に関する関係法令に基づく立入検査等

詳細につきましては、次のサイト（e-Gov法令検索）からご覧いただけます。

◇e-Gov法令検索（「農林水産消費安全技術センター法」と入力して検索）

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/



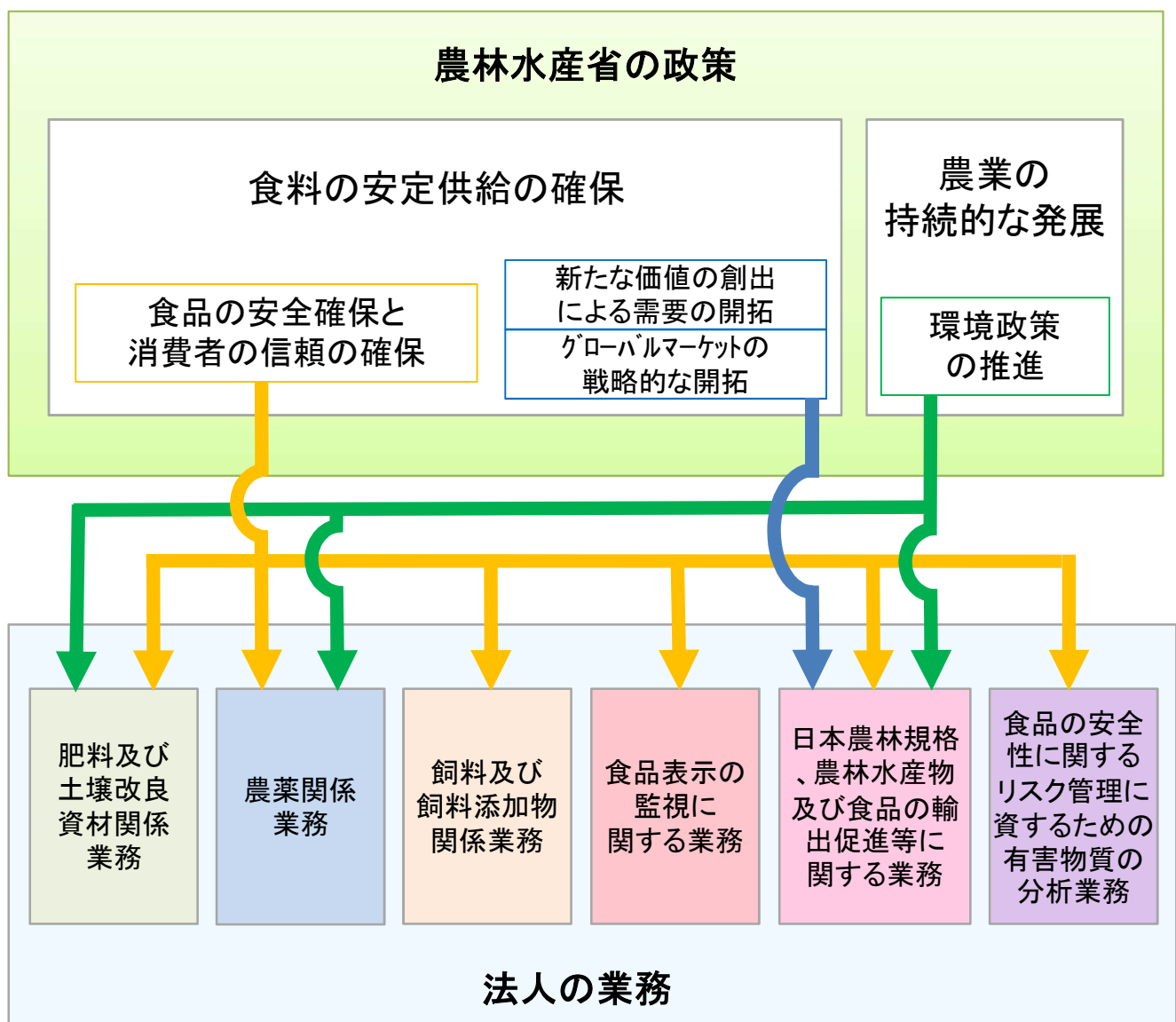
(3) 主な関係法令

- ・食品表示法（平成25年法律第70号）
- ・日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）
- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号、旧「肥料取締法」。以下「肥料法」という。）
- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）
- ・愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）
- ・地力増進法（昭和59年法律第34号）
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）

2. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

FAMICの業務の多くは、農林水産省の政策のうち「食料の安定供給の確保」における政策分野「食品の安全確保と消費者の信頼の確保」の下に位置付けられています。（以下の図をご参照ください。）

FAMICは、長年蓄積してきた科学的知見や培ってきた技術を生かし、関係法令に基づき検査等を実施することで、食料の安定供給と安全確保に関する政策の一翼を担い、行政執行法人として、国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を正確かつ確実に実施し、政策課題や社会的課題に貢献します。



注：FAMICの各業務は、P 9「4. 年度目標及び事業計画」、P 23「7. 業績の適正な評価の前提情報」、P31「8. （3）令和3年度の業務の成果」等に記載しています。

3. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 運営基本理念及び運営方針

運営基本理念

確かな技術力による科学的検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に貢献します。

運営方針

「技術力」を高め、最新の知見を未来に向かって役立てます。

技術で行政を支える組織として、検査・分析技術を維持・向上させるとともに、新しい検査・分析手法の開発・導入に取り組みます。また、専門家集団として、蓄積した知見とノウハウを社会に還元します。

情勢変化に柔軟に対応する組織を目指します。

社会経済の変動、新たな環境問題、動物の疾病や植物の病害虫の発生などの情勢の変化に注意を払い、新たな課題に柔軟に対応できる組織力を培います。



(2) 未来に向けて

FAMICが存在意義を持ち続け、運営基本理念（ミッション）等を実現するため、以下の課題に取り組みます。

全体戦略

業務の効率化、重点化等の工夫

財政基盤の強化

職場環境の向上

専門家集団としての高い技術力を維持、向上

蓄積した知見やノウハウの社会への還元

事業戦略

肥料及び土壌改良資材関係業務

- ・肥料取締法改正を踏まえ、更なる肥料の品質確保に向け、原料管理制度の導入により立入検査を重点化
- ・公定法化された肥料等試験法の充実に向け、職員の技術力向上と、調査研究業務を強化

農薬関係業務

- ・業務の重点化・効率化により、農薬の再評価の開始、安全性審査の充実等に伴う業務量の増大にも着実に対応
- ・農業の環境負荷低減に資するため、生物農薬等の評価を円滑化

飼料及び飼料添加物関係業務

- ・飼料等の安全確保に向け、事業者自ら原料から製品までの基本的な安全管理に取り組むGMPの導入を推進
- ・検査・分析技術の向上に向け、研究機関等と連携し、共同研究を含め調査研究業務を強化
- ・アジア地域の飼料の安全確保に向け、国際機関と連携し、FAMICが有する知識・技術を提供

食品表示の監視に関する業務

- ・普及が進む認証等を活用し、効率的に食品表示監視業務を実施
- ・原料原産地表示対象の拡大や遺伝子組換えでない表示に関する条件の変更等新たな食品表示制度に対応した社会的検証・分析技術の開発を迅速かつ的確に実施

日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

- ・農林水産物や食品の輸出促進に貢献できるよう、国際化を見据えてJAS原案を作成
- ・FAMIC認定制度の運用により、農林水産物等の輸出力強化に貢献

食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

ISO/IEC17025の試験所認定を取得しているかび毒分析等で、信頼ある分析データを提供可能な機関として、共同研究事業への参画を目指す。

注：FAMICの「全体戦略」に関する令和3年度の主な取組みは、P14「5.（1）イ FAMICの10年後を考えるプロジェクト」、「事業戦略」に関する令和3年度の主な取組みは、P31「8.（3）令和3年度の業務の成果」に記載しています。

4. 年度目標及び事業計画

(1) 年度目標

① 年度目標の概要

年度目標では、農林水産省からの緊急要請業務に最優先で組織的に取り組むこと、検査等業務を的確に実施すること、業務運営の効率化や財務内容の改善を実施すること等が設定されています。

令和3年度目標では、新たに閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」への対応が求められました。個別の業務における主な変更点は次のとおりです。

- ・肥料取締法の改正を受けた対応として、新たな制度に合わせた業務運用の見直し等が追加されました。
- ・農薬取締法の改正を受けた対応として、既に登録されている農薬の「再評価」に関する業務等が追加されました。

② 一定の事業等のまとまりごとの目標

以下のア～キの業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとして、目標が設定されており、また、これらを細分化した業務ごとに目標や評価のための指標も設定されています。なお、令和2年度から、「農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務」についての目標が新たに追加されました。

農業生産資材における安全の確保等に関する業務

- ア 肥料及び土壌改良資材関係業務
- イ 農薬関係業務
- ウ 飼料及び飼料添加物関係業務

食品表示の監視並びに日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

- エ 食品表示の監視に関する業務
- オ 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

- カ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

その他の業務

- キ その他の業務

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇令和3年度目標

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyoukeikaku.html



(2) 事業計画

FAMICは、令和3年度目標を達成するため、年度目標で設定された一定の事業等のまとまりごとに、「3. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等」を踏まえた事業計画を作成しています。

令和3年度事業計画の概要は次のとおりです。

事業計画の概要	
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	
1 農業生産資材における安全の確保等に関する業務	
(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務	
農林水産省等関係機関との連携を密に行いつつ、不適正な肥料等の流通を防ぐための検査の実施、農林水産省が行う肥料の公定規格の改正に資するデータ提供や試験法の開発・改良等について、創意工夫により効果的かつ的確に取り組む。 なお、肥料の制度見直しに伴う肥料の検査等業務について、農林水産省からの要請に応じ、検討・提案を行う。	
(2) 農薬関係業務	
農薬関係業務の実施に当たっては、諸外国における農薬登録制度の運用に関する情報の収集・分析等により検査手法を検討する等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。 また、新たな実施体制のもと、農林水産省と連携し、再評価の導入による安全性に関する審査の充実に対応する。	
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務	
飼料等の分析技術の進歩等に伴う試験法の点検・改良、GMP適合確認業務の信頼性確保等について、的確な情報収集及び効率的な作業分担等の創意工夫や体系的な教育訓練を通じた職員の能力向上等を図り、合理的かつ効果的に取り組む。	
2 食品表示の監視並びに日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	
(1) 食品表示の監視に関する業務	
加工食品の原料原産地の義務表示の対象拡大に対応するため、新たな品目の産地判別技術の開発に取り組むほか、製造業者に対する検査能力の向上に必要な取組みを行う等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。	
(2) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	
国際的に広く用いられている国際標準化機構が定める枠組みを基本として信頼性の高い認定業務に取り組むとともに、JASの制定等、JAS制度の普及、登録認証機関及び登録試験業者等の調査、JASに係る検査等について創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。 また、国内の農林水産物及び食品の輸出を更に増大させるため、輸出促進法に基づく登録認定機関の登録に係る調査等業務を行う。	
3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	
調査分析の品質を保証するため、品質マネジメントの維持、向上に努めるほか、麦類に関するかび毒の調査依頼等に対し、創意工夫により効率的に取り組む。	
4 その他の業務	
各職員が自身の業務を点検し、常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組む。	

事業計画の概要	
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置	
1	業務運営コストの縮減
2	人件費の削減等
3	調達等合理化の取組み
第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
予算の執行に当たっては、収支計画及び資金計画に基づき適切に実施する。また、自己収入の確保に努める。	
第4 短期借入金の限度額	
限度額を定める。	
第5及び第6 財産処分等の計画	
計画なし	
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1	施設及び設備に関する計画
既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設の改修を計画的に行う。	
2	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）
農林水産行政の見直しに対応した国からの要請等に応え、業務を円滑に推進するため、人材確保・育成方針を踏まえた取組みを実施する。 職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行う。	
3	積立金の処分に関する事項
前年度繰越積立金は、前年度以前に取得し、令和3年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当する。	
4	その他年度目標を達成するために必要な事項
(1)内部統制の充実・強化	
業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、業務改善の機会逸失防止や労働安全衛生に係るリスク管理に取り組む等、内部統制システムの更なる充実・強化を図る。	
(2)業務運営の改善	
理事長のトップマネジメントによる効率的な法人運営と継続的な業務改善活動の推進に取り組む。	
(3)情報セキュリティ対策の推進	
情報セキュリティ・ポリシーに基づく情報セキュリティ対策を講じ、PDCAサイクルにより改善を図る。	

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇令和3年度事業計画

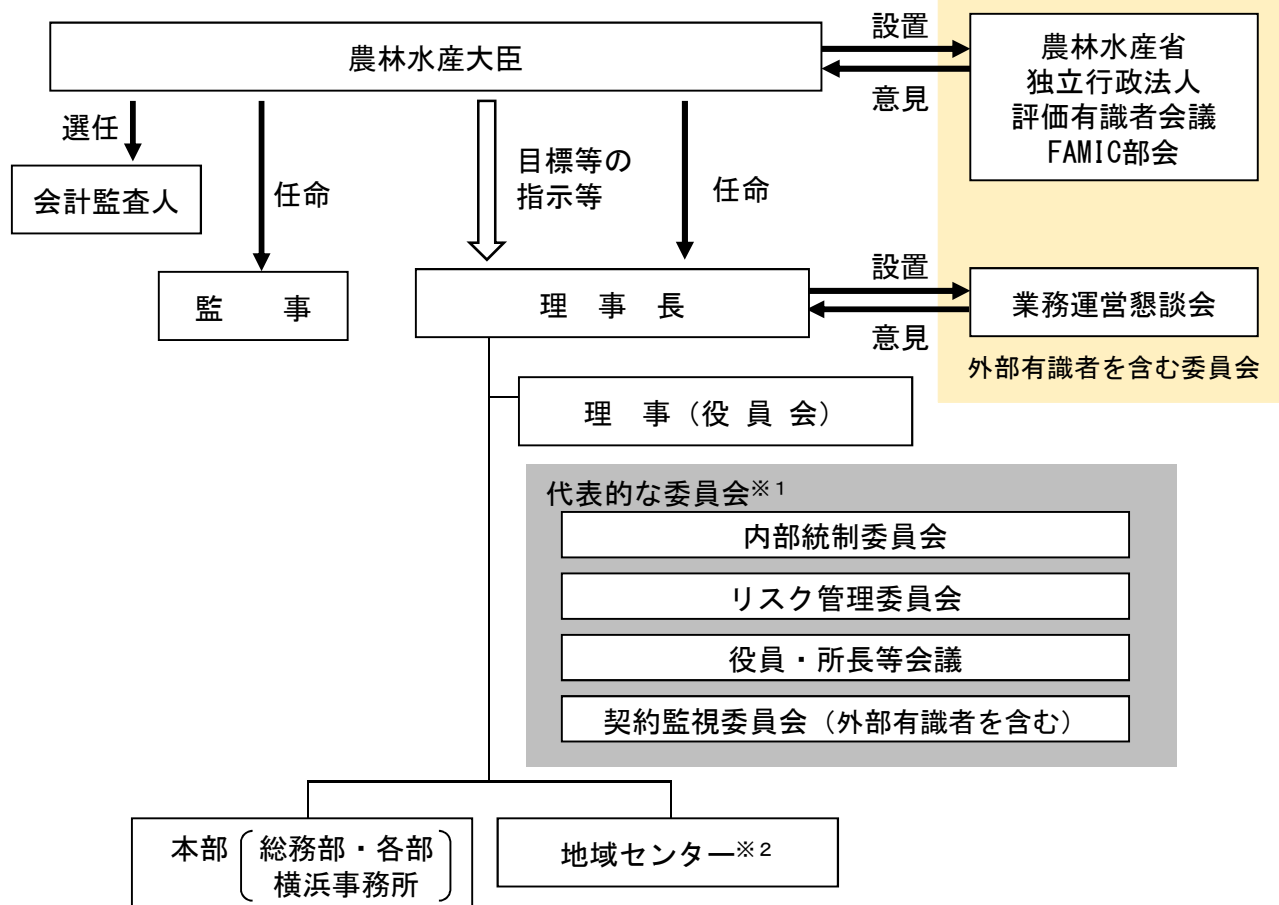
http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyoukeikaku.html



5. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

ガバナンスの体制は次のとおりです。



※1 業務方法書に定められている委員会を記載しています。

※2 札幌センター、仙台センター、名古屋センター、神戸センター、福岡センター

FAMICは、内部統制規程に基づき、業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性の確保を柱とする内部統制基本方針を定め、内部統制を整備・運用しています。具体的には、理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等の内部統制推進上の基本的な方針や規程類を整備するとともに、定期的に見直しを行っています。

また、内部統制の充実を図るため、役員会、内部統制委員会、リスク管理委員会等の各種委員会により、業務の効率的な運営、法令遵守や危機管理体制をモニタリングするとともに、外部有識者を委員とする業務運営懇談会により、毎年の事業運営について助言を受ける仕組みを設けています。

内部統制システムの整備の詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇業務方法書

<http://www.famic.go.jp/information/unnei/mokuhyou.html>



ア プロセス評価

業務の質の向上に向けて、また、法人評価において目標達成に係る業務上の創意工夫、努力等の過程を適切に評価するため、「プロセス評価」を導入しています。

プロセス評価は、業務遂行時の創意工夫等を業績評価にプラスして評価するものであり、職員表彰制度と人事評価をプロセス評価と連動させることで、職員個々の意識を改善して、モチベーションを引き上げ、組織のパフォーマンスの向上を図っています。

プロセス評価の観点

工夫

- ・業務遂行上、重要な創意工夫であったか

貢献

- ・FAMICの社会的評価を客観的に向上させる取組みであったか（アウトカム）

運営

- ・経営資源の有効活用を向上させる取組みであったか

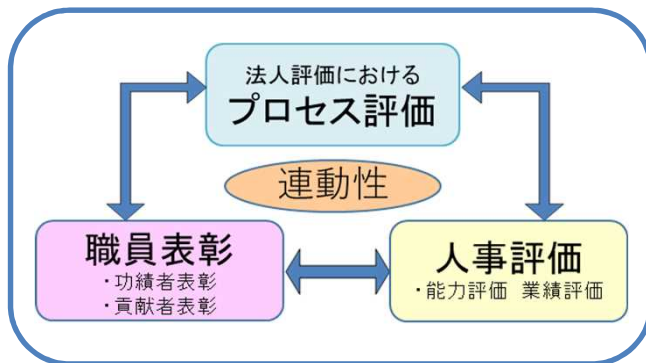
努力

- ・相当な努力を費やした取組みであったか



表彰式の様子

連 動 性

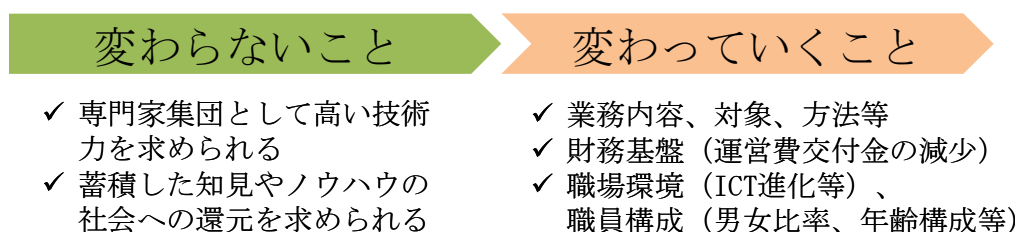


- ・職員の能力向上
- ・FAMICのパフォーマンス向上

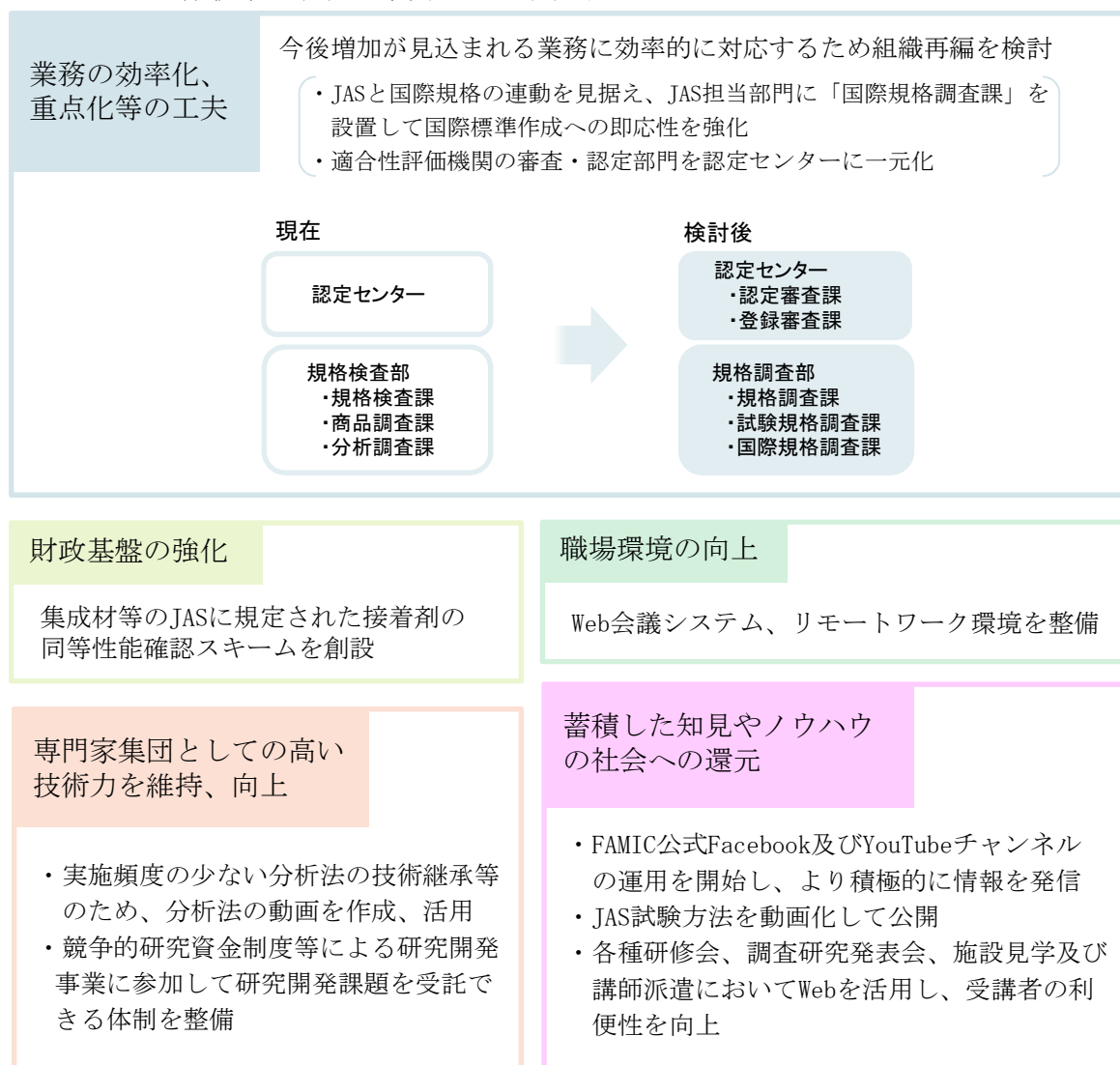
イ FAMICの10年後を考えるプロジェクト

ここ数年で、肥料取締法や農薬取締法等の関係法令の改正や輸出促進法の制定等が行われました。FAMICは、これら情勢の変化に対応するため、技術の開発・改良、人材の育成、業務の効率化等の業務運営を適切に実施していく必要があります。FAMICが存在意義を持ち続け、運営基本理念（ミッション）等を持続的に実現するため、今後も、理事長のリーダーシップの下で新たな事業展開、調査研究の充実等の組織の活性化に向けた取組みを実行していきます。

○ 10年後のFAMICを巡る情勢



○ FAMICの全体戦略と令和3年度の主な取組み



(2) 役員等の状況

① 役員状況

(令和4年3月31日現在)

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴	
理事長	木内 岳志	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日		昭和 58 年 4 月 平成 29 年 7 月 平成 30 年 10 月	農林水産省採用 農林水産省東北農政局長 公益社団法人大日本農会技術参事
理事	岡田 正孝	自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日	総合調整・ 食品等 検査担当	昭和 63 年 4 月 平成 28 年 4 月 平成 31 年 4 月	農林水産省採用 内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報 課長 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研 究機構生物系特定産業技術研究支援センター 総括研究開発監
理事	功刀 豊	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日	評価・ 肥飼料 検査担当	昭和 57 年 4 月 平成 30 年 7 月	農林水産省採用 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 神戸センター所長
理事	高橋 秀一	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日	農薬検査 担当	昭和 57 年 4 月 平成 30 年 4 月	農林水産省採用 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 札幌センター次長
監事	中野 隆史	自 令和 元 年 6 月 15 日 至 令和 5 年 3 月 31 日 ※		昭和 58 年 4 月 平成 28 年 4 月 平成 31 年 4 月	住友海上火災保険株式会社入社 三井住友海上火災保険株式会社理事（東京企 業第二本部航空運輸産業部長） 三井住友海上火災保険株式会社金融公務営業 推進本部公務開発部開発顧問
監事 (非常勤)	服部 夕紀	自 令和 元 年 6 月 15 日 至 令和 5 年 3 月 31 日 ※		現 公認会計士	

※ 監事の任期の末日は、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日となります。

② 会計監査人の氏名又は名称

太陽有限責任監査法人

<https://www.grantthornton.jp/aboutus/audit/>



(3) 職員の状況

常勤職員は令和3年度末現在640人（前年度末比9名増、1.4%増）であり、平均年齢は45.0歳（前年度末45.0歳）となっています。このうち、国等からの出向者は59人、他の独立行政法人（旧3法人は除く。）からの出向者は2人、令和4年3月31日定年退職者は14人です。

ダイバーシティ経営の推進

【環境整備】

- ・Web会議システム、リモートワーク環境を整備

【研修等の実施】

- ・「ワークライフバランス推進研修」
女性活躍推進法の制定経緯等の理解と意見交換の実施（外部講師）
- ・「ワークライフバランスに関する座談会」
女性のキャリアアップと育児と仕事の両立をテーマに2回実施（内部講師）

【勤務制度の充実】

- ・「男性職員の配偶者出産休暇」
妻の出産に係る入退院の付き添い等のための休暇を2日から3日に拡充（令和3年4月1日～）
令和2年度のFAMIC取得率 100%（参考：国家公務員の取得率 91.0%（令和3年11月25日 内閣人事局データ））
- ・「新型コロナワクチンの予防接種による休暇等」
新型コロナワクチンの予防接種を職員が接種する日及び接種後の副反応等の症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、必要最小限度の範囲で職務に専念する義務を免除。
また、職員が接種会場まで家族に付き添う必要がある場合及び副反応等により看護を要する場合に請求できる特別休暇を整備（令和3年5月27日～）
- ・「新たな在宅勤務制度の整備」
ワークライフバランスの推進等を図る目的のため、希望する職員が承認を得て在宅勤務ができる制度を整備（令和3年11月1日～）
- ・「出生サポート休暇」
不妊治療に係る通院等のため、1年間に5日（体外受精等の場合、10日）の範囲内で取得できる休暇を整備（令和4年1月1日～）

【行動計画の推進】

- ・「次世代育成支援行動計画（令和2年4月1日～令和7年3月31日）の推進」
職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため策定した目標の推進
（目標）
 - ・職員の育児休業及び育児参加のための休暇取得を促進
 - ・年次休暇の取得促進（目標：12日以上／年）
 - ・超過勤務の縮減



【女性活躍の推進】

- ・「女性活躍推進法に基づく一般事業主計画（令和3年4月1日～令和8年3月31日）の推進」
女性活躍推進法に基づき、女性がより一層活躍できる雇用環境の整備を行うため策定した目標の推進
（目標）
 - ・新規採用者に占める女性の割合を35%以上
 - ・男女の平均勤続年数の差を9年以下
 - ・役員に占める女性の割合を13%以上、管理職に占める女性の割合を6.9%以上

(4) 重要な施設等の整備等の状況

- ① 当事業年度中に完成した主要な施設等
農薬検査部 湿式排ガス処理装置（スクラバー）改修工事
- ② 当事業年度中において継続中の主要な施設等の新設・拡充
該当ありません。
- ③ 当事業年度中に処分した主要な施設等
該当ありません。

(5) 純資産の状況

① 資本金の額

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	10,110	-	-	10,110
資本金合計	10,110	-	-	10,110

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第44条第3項に定める目的積立金はありません。

当事業年度に増となった前事業年度繰越積立金1,426,564円は、自己財源で取得した償却資産の簿価（減価償却費充当）、前払費用及び棚卸資産であり、令和3年度発生額（1,096,993円）を取崩し、当該費用としました。

なお、令和2事業年度から令和3事業年度への前事業年度繰越積立金の当期期首残高6,648,251円は、令和2事業年度が終了したため積立金へ振替を行いました。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率 (%)
収入		
運営費交付金	5,831	86.2%
事業収益	40	0.6%
受託収入	2	0.0%
資産見返運営費交付金戻入	129	1.9%
賞与引当金見返に係る収益	376	5.6%
退職給付引当金見返に係る収益	387	5.7%
雑益	2	0.0%
合 計	6,766	100%

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

② 自己収入に関する説明

(単位：千円)

区 分		金 額	概 要
受託収入		2,279	
諸収入	検査等手数料収入	24,222	GMP適合確認事業場の検査、輸出用飼料等の製造事業場の調査等による収入
	検定手数料収入	3,597	特定飼料等の検定による収入
	講習事業収入	8,954	農林物資等、肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材の検査技術等に関する講習による収入
	その他の収入	7,143	抗菌性物質標準製剤の配布、肥料認証標準物質の配布等による収入
合 計		46,195	

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

① 社会貢献活動の推進

FAMICが行っている食品の安全と消費者の信頼の確保のための業務について理解を深めていただけるよう、情報発信、施設見学、一般公開等を行っています。

ア 情報発信

FAMIC公式Facebookページ（令和3年4月～）を開設し、これまで164件の記事を投稿しています。



FAMIC - 独立行政法人 農林水産消費安全技術センター
5月11日

原材料に「スルメイカ」と表示されたさきいか、塩辛、イカフライ…。近年日本のスルメイカの漁獲量が減少しています。他の安価なイカ類が使用されていても見た目では分かりません。FAMICは、イカのDNAを取り出してスルメイカかどうかを判別する方法を開発しました。（詳しくは「大きな目小さな目」2021年新年号に紹介しています👉）
FAMICテクニカルレポート「DNA判別シリーズ～スルメイカ～」
http://www.famic.go.jp/public_relations_maga.../pdf63/06.pdf
この方法により農林水産省が不適正表示を確認し公表した事例があります。

DNAによるスルメイカの種判別方法を紹介



FAMIC公式YouTubeチャンネル（令和3年6月～）を開設し、業務内容を動画で紹介しています。



日本農林規格 JAS 0009
生鮮トマト中のリコペンの定量
一吸光度法

JAS 0009「生鮮トマト中のリコペンの定量一吸光度法」は

JAS (0009): 生鮮トマト中のリコペン定量方法を動画で紹介



#クイズ #科学分析 #農林水産消費安全技術センター
木内くんと学ぼう！FAMICまるとスーパークイズ

こども霞が関見学デー特設Webサイト「マフ塾」にFAMIC紹介動画を掲載



イ 施設見学

全国8カ所（札幌市、仙台市、さいたま市、東京都小平市、横浜市、名古屋市、神戸市、福岡市）で施設見学を受け入れています。なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部リモートでの受入を実施し、合計10回、57名の方が利用されました。



標準的な見学コース



詳細につきましては、FAMICホームページにて紹介しています。

<http://www.famic.go.jp/information/ippankoukai.html>



ウ イベントへの出展

農林水産省「消費者の部屋」でFAMICの業務に関する展示を行ったほか、こども霞が関見学デーにWeb出展を行いました。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となりましたが、例年、「農林水産省祭 実りのフェスティバル」への出展（パネル展示）を行っています。

エ 農薬検査部一般公開

イの施設見学に加えて、農薬検査部では農薬や農薬の安全性検査について身近に感じていただけるよう、例年、施設の一般公開を行っています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となりましたが、一般公開のコーナーで紹介している「なにコレ農薬カードゲーム」を学校等教育場面でも活用いただけるよう、教員等手引き書とワークシートを新たに作成し公開しました。また、農薬検査部の業務を紹介する常設展示室を開設しました。



詳細につきましては、FAMICホームページにて紹介しています。

<http://www.famic.go.jp/information/ippankoukai.html>



オ Y-SDGs（横浜市SDGs）認証を取得【横浜事務所】

SDGs（持続可能な開発目標）への取組みの一環として、横浜事務所が「横浜市SDGs認証制度“Y-SDGs”」における「Superior（上位）」認証を取得しました。



② 環境貢献活動の推進

業務活動の中での環境配慮については、「環境配慮の基本方針」及び「環境配慮への行動目標」を定め、取組みを計画的・体系的に推進しています。詳細につきましては「環境報告書2022」（令和4年9月公表予定）をご覧ください。

環境配慮の基本方針	環境配慮への行動目標
1 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄	・各種関連法令や条例の遵守 ・廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理 ・分析終了後の廃有機溶剤等の適正な処理 ・局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理 ・その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理
2 分析機器等の効率的利用	・省資源、省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用
3 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル	・水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費節減への計画的・体系的な取組み ・物品管理の徹底、紙類の有効活用及び業務の電子化によるペーパーレス化を通じた紙類消費の削減 ・分別廃棄等によるリサイクルの促進
4 グリーン購入法に基づく調達の推進	・グリーン購入法に基づく調達の推進
5 役職員への環境教育の実施、FAMICの環境配慮への取組状況の発信	・上記アからエまでの周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育 ・定期刊行物、ホームページ、施設見学、一般公開等の機会を活用した取組状況の社会への発信



環境貢献活動の一環として清掃活動を実施



（８）その他源泉の状況（法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉）

FAMICの強みは、これまで蓄積してきた検査・分析を始めとする専門的知見と技術力です。これらの強みを生かし、検査・分析能力を維持・向上させるとともに、新しい検査・分析手法の開発・導入に取り組んでいきます。

FAMICは、食の安全と消費者の信頼の確保に貢献する検査・分析機関であるため、検査・分析に係る信頼性の確保が重要であると考えています。このため、分析に関する国際規格であるISO/IEC17025に基づき業務及び技術管理を実施し、第三者機関によるISO/IEC17025の認定の維持やFAMIC自身の自己適合宣言に取り組むとともに、目的に応じた精度管理を行い、検査・分析の信頼の確保に組織全体で取り組んでいます。

6. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の仕組み

FAMICは、識別したリスクを評価し、これらを適切かつ効果的に管理・モニタリングするため、リスク管理委員会を設置しています。リスク管理委員会は、リスク評価及びリスク管理について検討し、その結果を内部統制委員会に報告しています。

理事長の指揮の下、効率的・効果的な業務運営を推進するため、3つのディフェンスライン（防御線）の考え方※に基づきリスク管理を実施しています。リスク管理の仕組みは以下のとおりです。

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

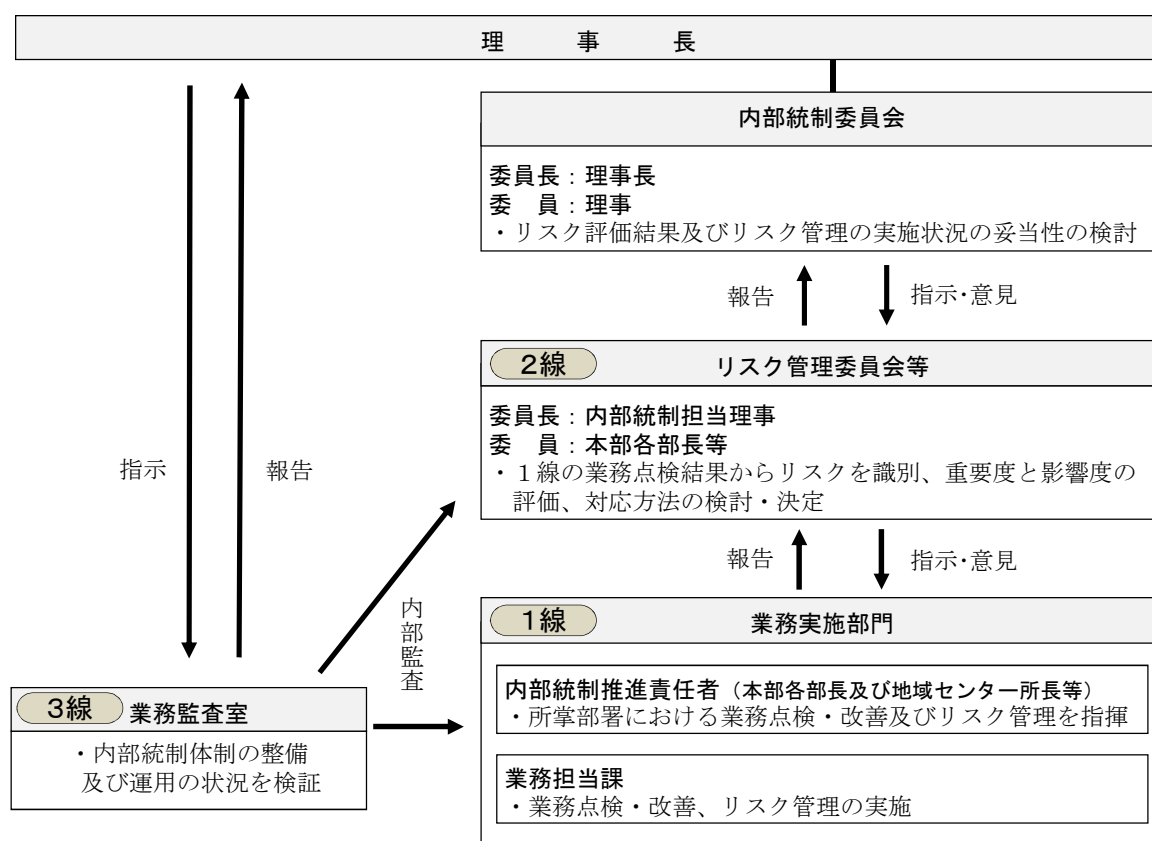
◇業務実績等報告書

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/houkoku.html



◇業務方法書

<http://www.famic.go.jp/information/unnei/mokuhyou.html>



※3つのディフェンスライン（防御線）

リスクとコントロールの有効な管理のためには、理事長の指揮の下で、3つの別々のグループ（1線、2線及び3線）が必要だという考え方を前提として役割と職務を明確にすることにより、リスクマネジメントとコントロールへの理解を深めることを目的としています。

1線：リスクとコントロールを所有し管理します。本部各部、地域センター等の業務実施部門が該当します。

2線：1線を支援してリスクとコントロールをモニターします。企画調整部、総務部及び消費安全情報部と、地域センター等の事業を統制する本部の各事業部及びリスク管理委員会が該当します。

3線：リスクマネジメントとコントロールの有効性に関して理事長に独立的なアシュアランスを提供する内部監査を行います。業務監査室が該当します。

（２）業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

FAMICが保有する主要なリスク及びその対応状況は以下のとおりです。

① 事故・災害等の緊急時に関する対応状況

FAMICは、防災業務計画及び業務継続計画（BCP）を定め、計画に基づく訓練等を行うことにより、災害時の防災体制や農林水産省等との協力体制を整備し、災害発生時にも業務を円滑に継続する体制を整備しています。また、これらの計画を随時見直すことで、事故・災害等の緊急時に発生するリスクに備えています。

具体的には、令和３年度は、有事に混乱が生じるリスクに対し、本部及び地域センターで緊急連絡網を更新し安否確認訓練等の防災避難訓練を実施するとともに防災備蓄品を更新しリスクへの対応を強化しました。

② 情報セキュリティインシデント発生時の対応状況

FAMICは、保有する情報の安全性を確保し維持するため、情報セキュリティ対策の基本的な方針及び基準を定め、情報セキュリティの確保及びその強化・拡充を図っています。また、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び顕在時の損失等を分析し、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じています。

具体的には、令和３年度は、情報セキュリティインシデント発生時に必要な報告・初動対応が行われないというリスクに対し、対応マニュアルや手順書を整備・見直しするとともに、職場内連絡ツールによる不審メールの注意点の周知、標的型攻撃メール訓練、インシデント発生想定訓練等の実施により、リスクへの対応を強化しました。また、Web会議や在宅勤務制度に対応する新たなICTソフトウェアを導入したことに伴う情報セキュリティのリスクを識別し、情報セキュリティ教育によりリスクへの対応を強化しました。

③ 業務の執行に関する課題・リスクへの対応状況

令和３年度に、リスク管理委員会が業務の執行に関する主なリスクとして評価、整理したリスクは以下のとおりです。リスク管理委員会は、これらリスクへの対応方針を決定し、モニタリングすることで、リスクへの対応を強化しました。

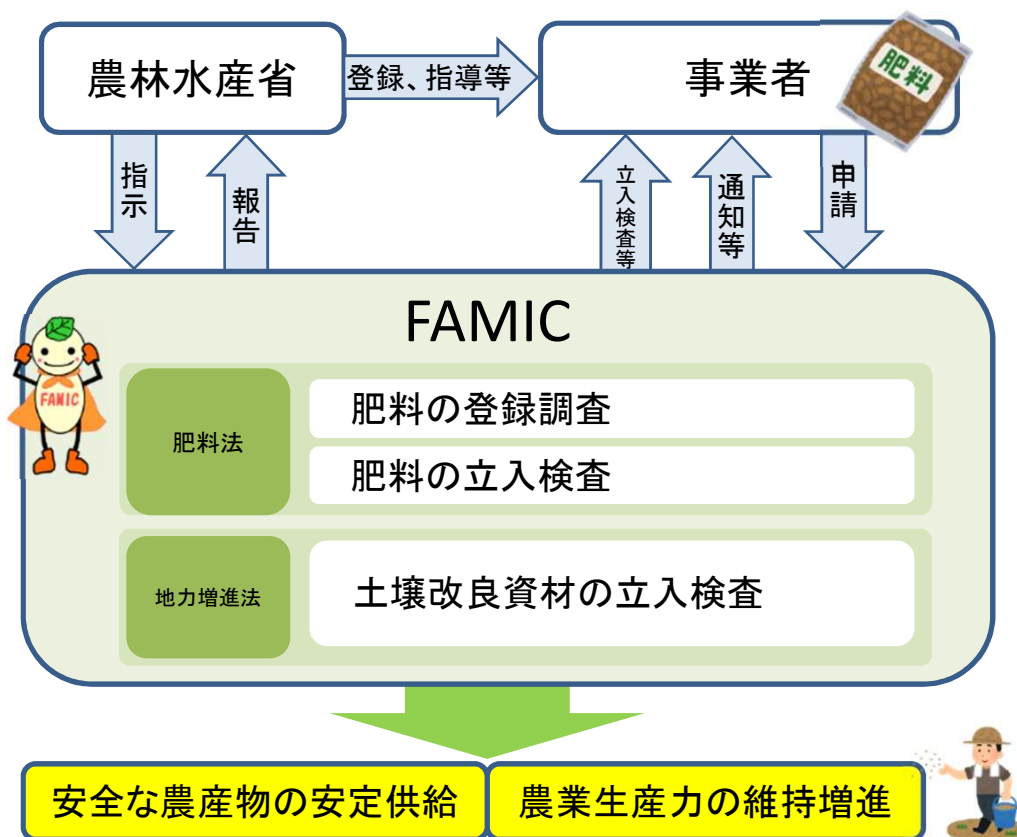
表：リスク一覧（令和３年度）

主なリスク・課題	対応
新型コロナウイルス等感染症の感染拡大	・政府・自治体の方針に則り、接触機会の削減（在宅勤務、時差出勤等）、三密回避（執務室分散、Web会議等）等の感染対策を継続 ・会議、研修等へICTを積極的に活用。ICT環境整備の必要性を精査し、テレワーク、Web会議等に係る通信環境等を整備
農業取締法、肥料取締法及びJAS法の改正で増加が見込まれる業務の執行体制の整備	・業務の合理化を図るとともに、人員の配置を見直し。また、増加する業務に効率的に対応するため組織再編を検討
施設・設備・分析機器の老朽化	・業務に支障が生じないよう、耐用年数や現状に応じて適宜、更新、修繕・修理等を実施
技術力の維持・人材確保	・共同研究や論文投稿等の外部発信を推進。外部有識者と連携できる仕組みを検討 ・分析マニュアルや分析法の動画を整備し、定期的に研修を実施
名古屋センターが入居する名古屋農林総合庁舎の廃止（令和７年度末予定）	・東海・北陸地域の業務に支障が生じないよう、移転等の業務継続の方策を検討

7. 業績の適正な評価の前提情報

令和3年度のFAMICの各事業についての理解と評価に資するため、各事業の前提となる、主なスキームを示します。

(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務



肥料の登録調査	・生産業者等からの登録申請について、申請書の記載事項の調査及び見本肥料の分析・鑑定・栽培試験等を行い、公定規格への適合性を確認
肥料の立入検査	・生産事業場、倉庫等に立入り、肥料の生産・出荷に係る帳簿等を検査 ・収去した肥料等は、分析・鑑定・栽培試験等を行い、有効成分や有害成分の含有量が公定規格に適合しているか検査
土壌改良資材の立入検査	・製造事業場等に立入り、土壌改良資材の生産・出荷の帳簿等を検査 ・収集した土壌改良資材は、品質が基準に適合しているか検査

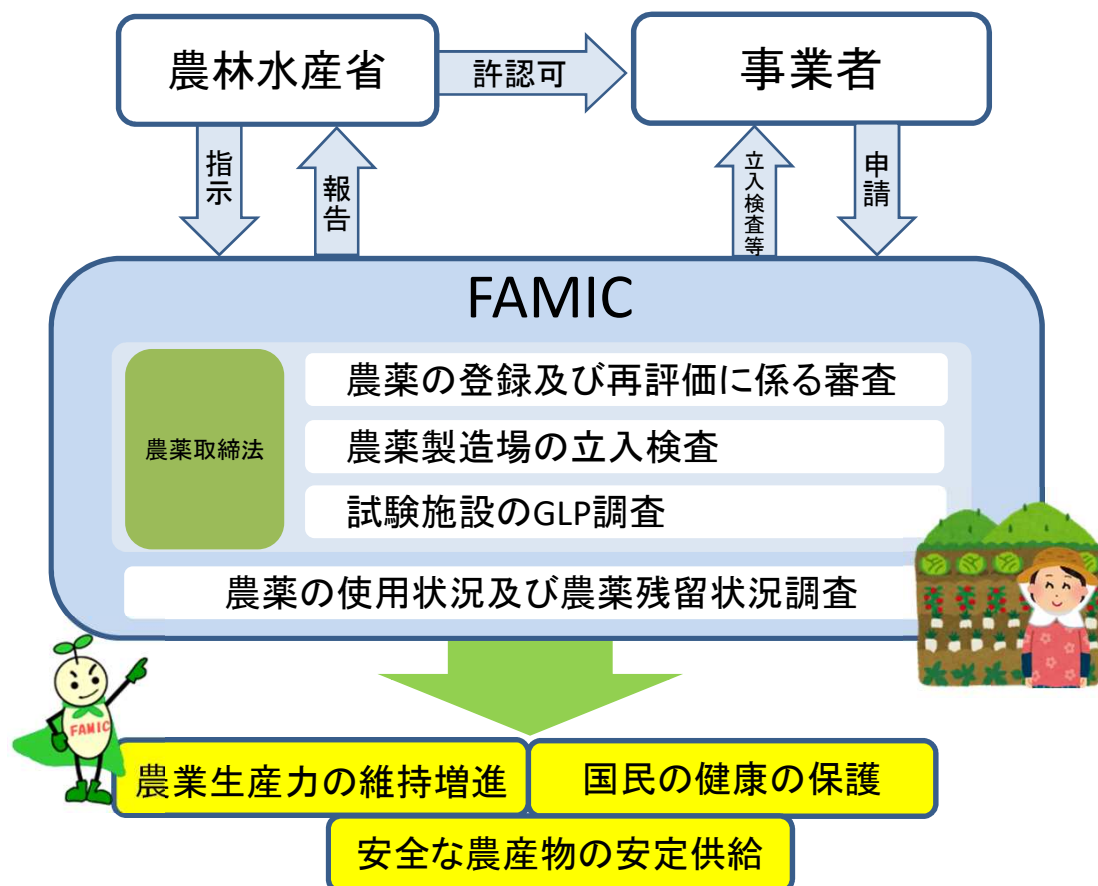
詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇肥料の安全性の確保：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/01_hiryo/



(2) 農薬関係業務



農薬の登録及び再評価に係る審査	・農薬の登録申請者から提出された登録申請書及び薬効・薬害、毒性及び農作物や土壌への残留等に関する試験成績に基づき、農薬としての効果に問題がないか、安全に使用できるか、農産物や土壌・水への残留によってヒトの健康や環境に悪影響を及ぼすことがないか等を総合的に審査 ・農薬の見本品について、品質を確認するため、その物理的・化学的性状や有効成分の含有濃度等を検査 ・法改正により新たに導入された、農薬の有効成分ごとに一定の期間毎に行う安全性の「再評価」でも、最新の科学的知見に基づき、登録する際と同様に審査
農薬製造場の立入検査	・農薬製造者に立入り、製造に関する帳簿等を検査 ・立入検査で集取した農薬について品質、表示等を検査
試験施設のGLP調査	・農薬の登録申請時に提出される試験成績の信頼性確保のため、試験施設の設備、機器、試験操作、記録及び保管の状況について、GLP基準への適合性を調査
農薬の使用状況及び農薬残留状況調査	・農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策の基礎資料とするため、農産物中への農薬の使用状況を調査し、残留農薬を分析

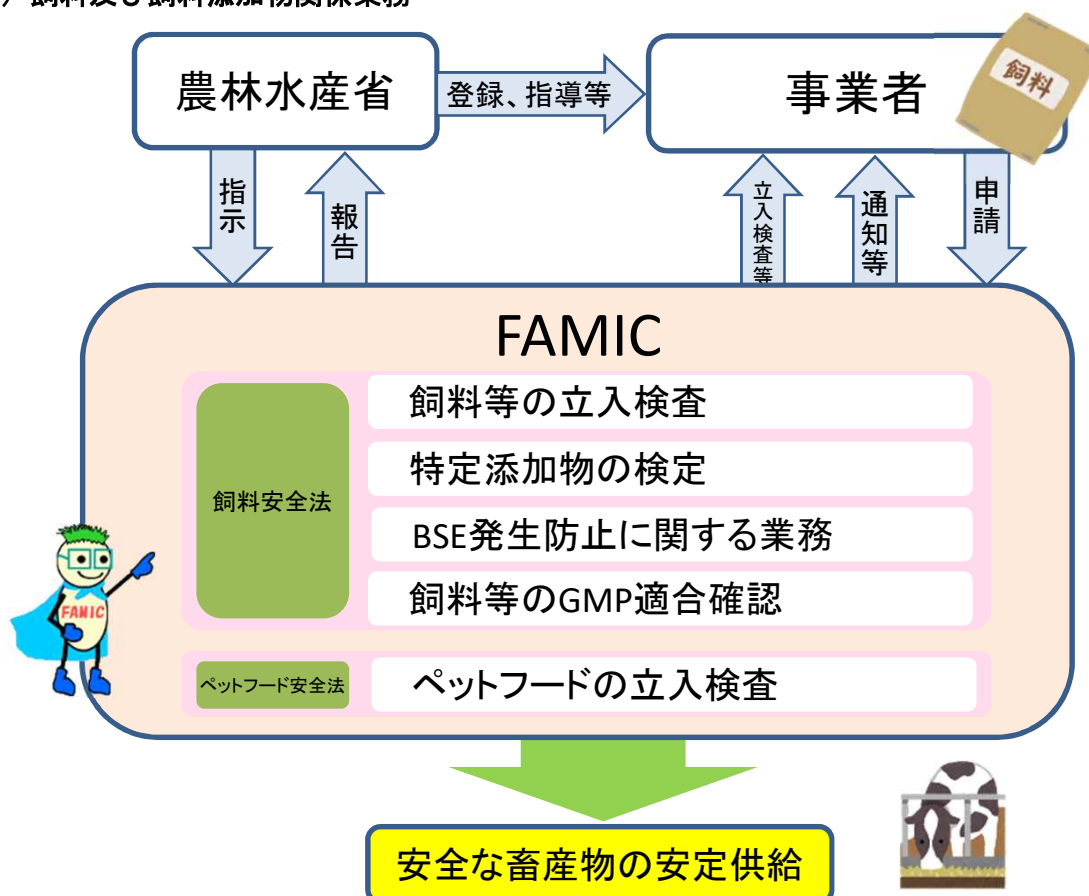
詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇農薬検査部の業務の概要

<http://www.acis.famic.go.jp/acis/gyomu.htm>



(3) 飼料及び飼料添加物関係業務



飼料等の立入検査	・飼料及び飼料添加物の製造事業場等に立入り、帳簿等を検査 ・収去した飼料等について有害物質が基準の範囲内か等、安全性に関する分析・鑑定を実施
特定添加物の検定	・飼料に用いる特定添加物(飼料添加物である抗生物質)の製造業者等から検定申請があった場合、試験品の採取、試験を行い、合格した製剤へ合格証紙を貼付 ・製造業者の申請に応じ、特定添加物製造設備のGMP適合状況を調査
BSE発生防止に関する業務	・製造業者等の申請に応じ、豚肉骨粉、家きん処理副産物、魚粉等が製造基準(牛由来たん白質が混入しないこと)に適合しているか検査を実施
飼料等のGMP適合確認	・製造業者等の申請に応じ、飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインに基づく管理が行われているか現地検査を実施し、確認証を発給
ペットフードの立入検査	・ペットフードの製造事業場等に立入り、帳簿等を検査 ・集取したペットフード等について有害物質が基準の範囲内か等、安全性に関する分析を実施

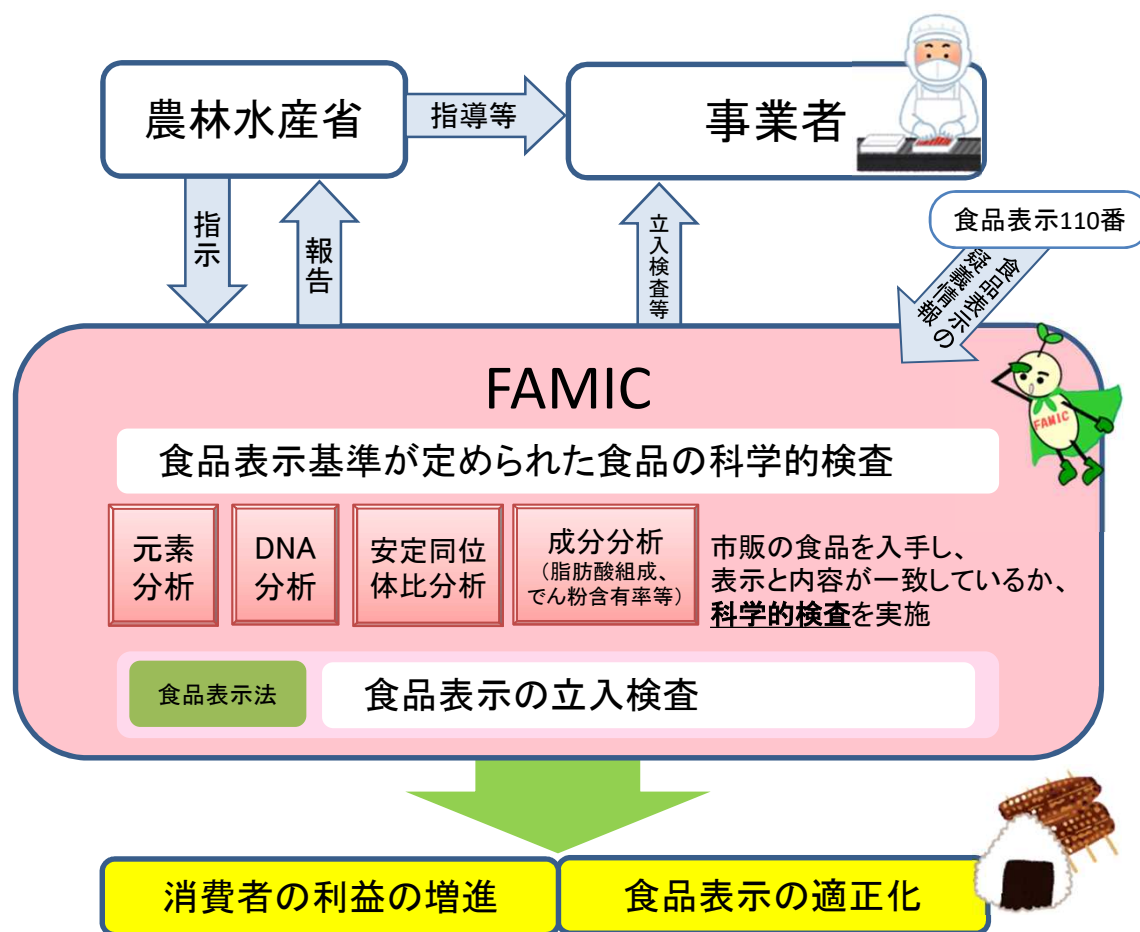
詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇飼料等の安全性の確保：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/03_shiryo/



(4) 食品表示の監視に関する業務



食品表示基準が定められた食品の科学的検査	・原産地や品種、加工食品の原材料等が正しく表示されているか、DNA分析、元素分析、安定同位体比分析等の科学的検査を実施
食品表示の立入検査	・食品関連事業者等に立入り、食品、帳簿、書類等を検査



スルメイカ（イカ加工品）
DNA分析



干しそば
アミノ酸組成分析

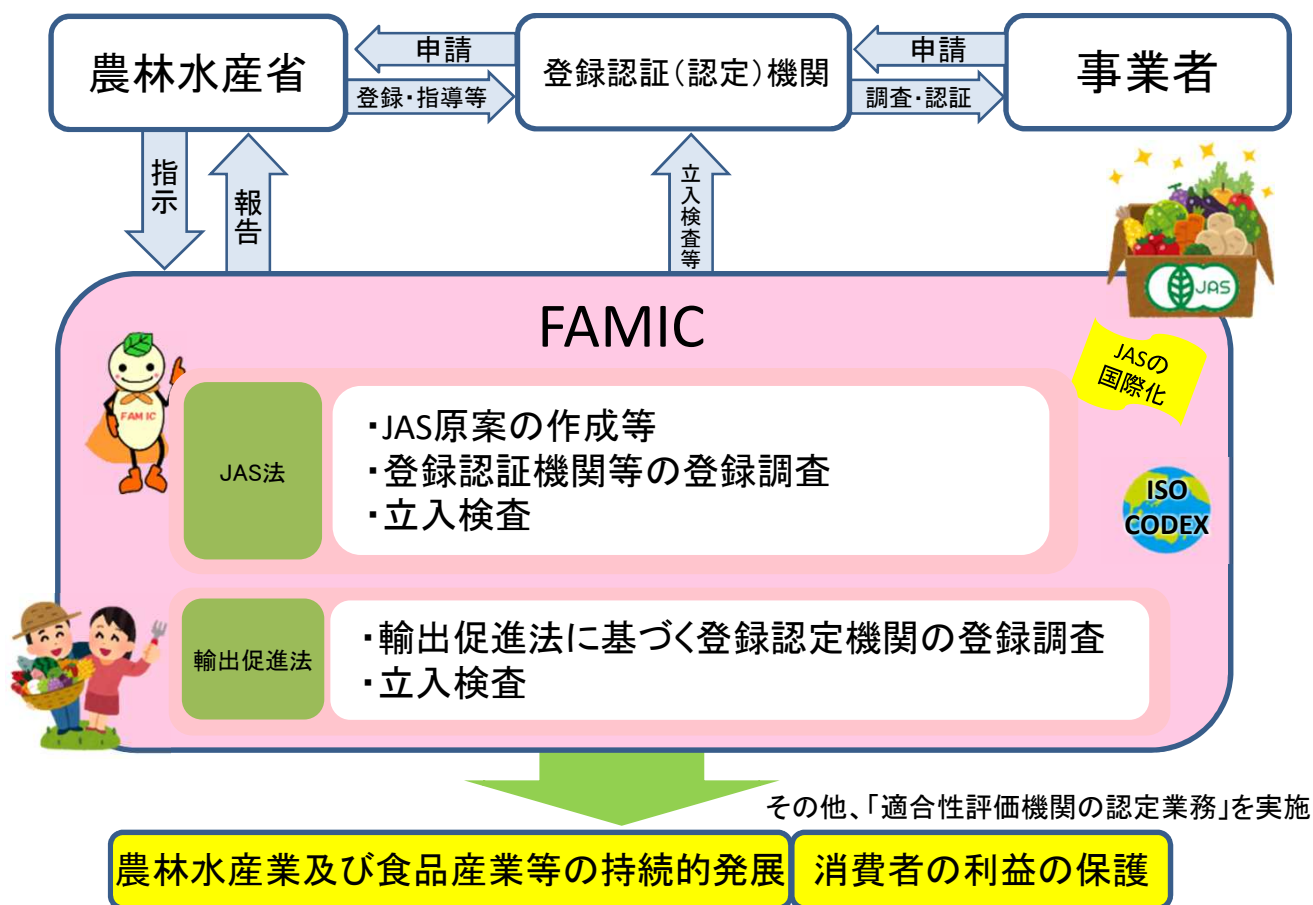
詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇食品表示の監視：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/04_labeling/



(5) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務



JAS原案の作成及びJAS制度の普及等	・JAS原案の作成及び見直しを実施 ・事業者団体等からのJAS制定・見直しの申出に係るサポートを実施 ・事業者の創意工夫を生かしたJAS活用等を企図して国内外へ制度を普及
JAS法に基づく立入検査	・JAS法に基づき、登録認証機関、登録試験業者、認証事業者等に立入り、帳簿等を検査
JAS法に基づく登録認証機関等の調査	・JAS法に基づき、登録認証機関、登録試験業者等になろうとする機関の登録基準への適合性を調査
輸出促進法に基づく立入検査	・輸出促進法に基づき、登録認証機関等に立入り、帳簿等を検査
輸出促進法に基づく登録認証機関の調査	・輸出促進法に基づき、登録認証機関になろうとする機関の適合性を調査
適合性評価機関の認定業務	・国際規格に基づき、農林水産分野における認証機関や試験業者を認定

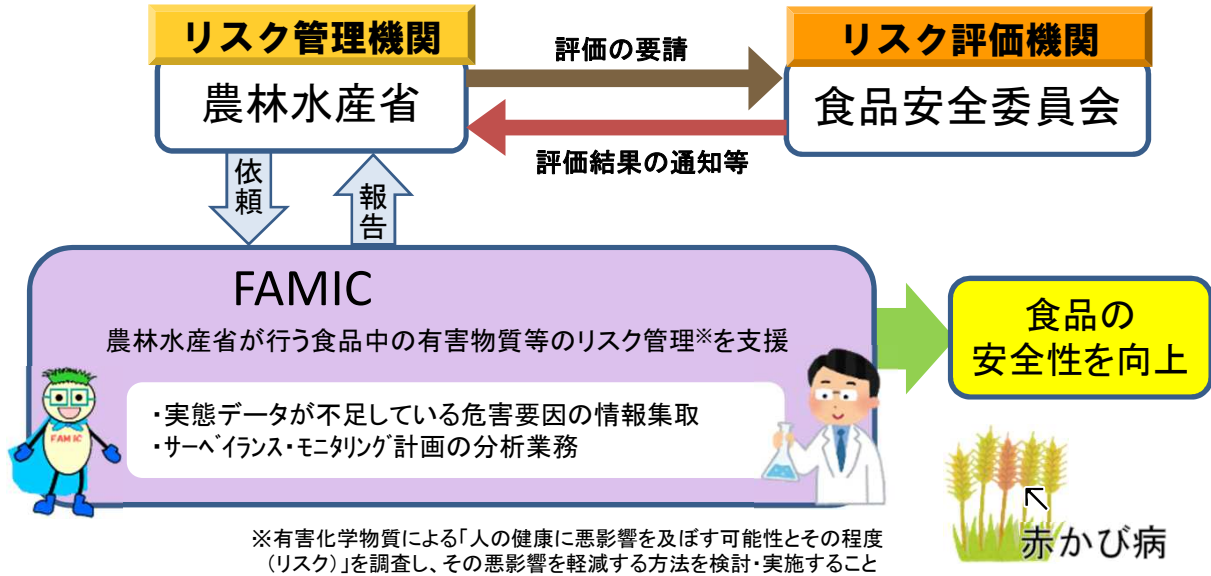
詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇JAS制度の運用：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/05_jas/



(6) 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務



有害物質の分析	・食品の有害化学物質の汚染の程度を調査するために、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」で対象とされた危害要因及び食品群について分析
実態データ不足 危害要因の 情報集取	・農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質について、国際的に妥当性が確認されている分析法を調査し、農林水産省が実態調査を予定する食品群に適用できるかどうか検証して標準となる手順を作成

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇リスク管理に資する分析調査：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/06_risk/



(7) その他の業務

情報提供等	・業務を通じて蓄積した科学的知見をもとに、食品の表示や農業生産資材に関する情報を、講習会、電話相談、ホームページ、広報誌、メールマガジン等の様々なツールを用いて提供 ・検査・分析の信頼性の確保、国際技術協力等を実施
-------	--



詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇情報提供：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/08_joho/



◇国際関係業務：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/07_iso/



◇品質保証への取り組み：

<http://www.famic.go.jp/information/quarity/>



8. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

FAMICは、「科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献すること」を使命として掲げ、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。

令和3年度も、理事長のリーダーシップの下、年度目標及び事業計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に資する各業務（セグメント）の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的、効果的かつ的確に業務を遂行しました。

各業務（セグメント）毎の具体的な取組みの結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇令和3年度業務実績等報告書

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/houkoku.html



(単位：百万円)

評価項目	評価 (※)	行政コスト
全体の評価	A	
項目別評価		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
① 肥料及び土壌改良資材関係業務	A	605
② 農薬関係業務	A	1,112
③ 飼料及び飼料添加物関係業務	B	864
④ 食品表示の監視に関する業務	A	1,400
⑤ 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	A	1,010
⑥ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	B	165
⑦ その他の業務	B	466
II 業務運営の効率化に関する業務		
① 業務運営コストの削減	B	
② 人件費の削減等	B	
③ 調達等合理化の取組	B	
III 財務内容の改善に関する事項		
① 保有資産の見直し等	B	
② 自己収入の確保	A	
③ 予算（人件費の見積りを含む。）、収入計画及び資金計画	B	
④ 短期借入金の限度額	—	

評価項目	評価 (※)	行政コスト
IV その他の事項		
① 職員の人事に関する計画	B	
② 内部統制の充実・強化	B	
③ 業務運営の改善	B	
④ 情報セキュリティ対策の推進	B	
⑤ 施設及び設備に関する計画	B	
⑥ 積立金の処分に関する事項	B	
法人共通		1,134
合計		6,755

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※評価区分

- S： 法人の業務向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A： 法人の業務向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B： 事業計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C： 事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D： 事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。
- －： 業務実績がないため、評価対象としない。

(2) 主務大臣による過年度の総合評価の状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
評価(※)	A	－	－	－	－

※評価区分

- S： 法人の業務向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A： 法人の業務向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B： 全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C： 全体として事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D： 全体として事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。

【参考】平成27年度から令和元年度までの5年間の総合評価

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評価	B	B	B	B	B

(3) 令和3年度の業務の成果

① 肥料及び土壌改良資材関係業務

ア 肥料の配合規制の見直しや原料管理制度の導入

肥料法では、農家での施肥の効率化やコスト低減等のニーズに対応するため、堆肥と化学肥料等との配合規制が見直されるとともに、国内の低廉な産業副産物の活用を進めるため、原料規格を定めることにより利用できる原料を明確にし、使用した原料の種類や数量等を帳簿に記帳・保存することを義務づける原料管理制度が導入されました。

令和3年度は、制度の見直し内容を肥料業者等に周知するとともに、新たな制度に基づく原料規格の適合確認に資する情報をとりまとめ、農林水産省に報告しました。



イ 肥料等試験法の改正

肥料法に基づき、肥料成分等の分析は、FAMICが定めた試験方法である「肥料等試験法」によることとされています。FAMICは、新たな成分や肥料に対応する試験法の開発及び改良、その試験法の性能確認、新しい分析機器を用いた簡便な試験法等についての調査研究を行い、その成果をもとに「肥料等試験法」の改正を行っています。

令和3年度(2021年度)は、各試験法に共通する部分や妥当性確認の手順を附属書として別記載し、使用者の利便性の向上を図るとともに、既存の分析法(アンモニア性窒素、水溶性マンガン等)に改良を加え、また、新たに有機ふっ素化合物についての試験法等を開発し、これらを加えて「肥料等試験法(2021)」をホームページに掲載しました。



② 農薬関係業務

平成30年（2018年）の農薬取締法の改正に伴い、令和2年（2020年）4月から、農薬の登録の際に蜜蜂や農薬使用者の健康に対する影響の大きさを評価しています。また、既に登録されている農薬について、一定の期間ごとに最新の科学的知見に基づき安全性を「再評価」という業務が追加されました。この対象となる農薬は4,000剤以上あるため、年ごとに対象となる農薬を決めて順番に進めることになっています。

令和3年12月末までに186の農薬製剤の再評価申請がされ、審査が本格的に始まりました。さらに、農薬の登録審査の質の向上に資する取組みとして、天敵農薬の試験要求に係る指針案を作成、また、微生物農薬については既存ガイドラインの改訂に向けて海外の評価法等に関する情報等を取りまとめ、農林水産省へ報告しました。



③ 飼料及び飼料添加物関係業務

ア 飼料の検査体制の見直し・GMPの普及

飼料の安全を確保するため立入検査を実施し、かび毒や残留農薬等の有害物質による汚染状況やBSE（牛海綿状脳症）対策の有効性等を監視してきました。こうした取組みにより我が国のBSE発生リスクは低減し、また、国際的に主流となっている、事業者自らが取り組む原料段階から最終製品までの全段階での適切な工程管理（GMP）の普及・推進により、飼料の安全が確保されています。一方でCSF（豚熱）の国内発生の拡大、アジア地域におけるASF（アフリカ豚熱）のまん延により、肉等を含む食品残さを原料として使用する食品循環資源利用飼料の監視が重要になっており、加熱処理等の基準の見直しが行われたことを受けて、基準に従った加熱が実施されているかの検査を実施しています。

事業者による安全管理の向上を目的とするGMP研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、昨年度と同様、eラーニングで開催しました。講師の説明を録音したパワーポイント動画をWeb上で見ることができます。感染リスクを低減できるだけでなく、場所と時間を選ばず研修を受講できるため、多くの方に参加して頂きました。



イ 飼料の試験業務・国際技術協力

飼料の安全確保に向けて、有害物質による汚染状況の監視のため実施する分析試験については、国際規格であるISO/IEC17025に基づき実施しています※¹。また、安全確保等のための新たな行政ニーズに対応するため、飼料分析の公定法である「飼料分析基準」や「愛玩動物用飼料等の検査法」に定める有効成分やかび毒、農薬等の分析法の開発・改良を行っています。さらに、平成21年(2009年)から国際獣疫事務局(OIE)※²のコラボレーティング・センター(OIE-CC)として、技術の標準化・普及等に協力するため、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等も行っています。

令和3年度は、FAMICが令和元年(2019年)に立ち上げた飼料安全のラボラトリーネットワーク※³を活用し、アジア各国のニーズに合わせ、重金属の基準値の設定方法や分析法の研修をWebで実施しました。また、この研修では、OIEアジア太平洋事務所が開催した飼料安全のワークショップと同時に開催することにより、ラボラトリーネットワーク参加国以外の国も対象とし、アジア地域での飼料分析技術の向上と飼料の安全確保に広く貢献しました。



※¹ 「とうもろこし中のかび毒のLC-MS/MSによる定量試験」及び「飼料の動物由来DNA検出試験」についてISO/IEC17025(2017)試験所認定を取得しています。

※² 世界の動物衛生の向上を目的とする政府間機関。動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準の策定等を行っています。

※³ アジア太平洋地域の公的な検査機関で構成する任意参加のネットワーク(12ヶ国参加)

④ 食品表示の監視に関する業務

食品表示は、外観を見るだけでは分からない食品の素性を明らかにするものです。消費者は、その食品表示を頼りに自ら求める商品を選択します。特に、我が国の消費者は、原産地の表示に対して非常に高い関心を持っており、原産地が商品選択の大きな要素の一つとなっています。FAMICは、原産地表示に関する検査を重要事項と捉え、研究・開発を積み重ね、技術力を駆使して、国産と外国産の価格差が大きい品目等重要度の高い品目を中心に検査を実施しています。

令和3年度は6,153件の検査を実施しました。特に、イカ加工品については、FAMICで新たに開発したDNA分析による種判別技術を用いて市販品のモニタリング検査を行い、複数の商品から表示の疑義を検出しました。その後、農林水産省と共に立入検査を行い、表示の疑義の解明に結びつけました。また、あさりについては、DNA分析による産地判別技術を用いて、農林水産省と連携したあさりの流通実態調査を行いました。



⑤ 日本農林規格等に関する業務

(1) JAS制度の普及、運用

農林水産・食品分野のモノの標準化の制度であるJAS制度が、平成29年(2017年)のJAS法改正で大きく変わり、生産方法(プロセス)、取扱方法(サービス)、試験方法などにも拡大されました。これにより、生産・製造に携わる事業者だけでなく、輸送、販売、保管等のフードチェーンに関わる幅広い事業者が、その商品、技術、取組みをアピールするビジネスツールとして活用できるようになっています。

FAMICは、新たなJASが戦略的に制定・活用され、農林水産物の輸出力強化に繋がるよう、JASの制定等に係る原案作成及びサポートを行うとともに、WEB上での解説動画の公開や新たなJASの提案に繋がる説明会を開催し、JAS制度の普及啓発に努めています。また、有機JASマークを付した食品の輸出拡大のため、我が国の有機認証制度と同等の水準であると認められる制度を持つ国(有機同等国)と有機同等性を相互に承認できるよう、農林水産省が行う二国間協議のサポートを実施しています。

令和3年度は、普及啓発の成果により事業者、大学、研究機関等の発案による規格を含め18件の規格に携わるとともに、有機JASマークを付した食品の輸出拡大では英国と有機同等国としての相互承認を維持しました。また、JASにおける標準化・認証制度(スキーム)を参考としたい東南アジア各国に対して、ASEAN ODA事業におけるJAS講座等を通じた普及啓発を行いました。これにより、東南アジア各国におけるJASの理解が向上するとともに、日本からISO規格の提案等をする際の協力関係の醸成をすることができました。

さらに、令和3年度は平成29年度のJAS法改正により制度化された登録試験業者の初となる登録申請調査を行いました。

(2) FAMIC認定制度の実施

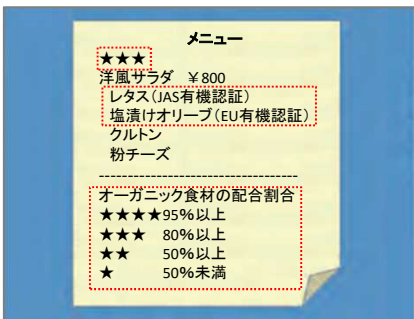
FAMIC認定センターは、平成29年のJAS法改正時に、農林水産分野等の輸出力強化に貢献するため設置されました。認証機関又は試験業者の申請に応じて、ISO/IEC17011に基づき認定業務を実施しています。

令和3年度は、関係機関からの認定ニーズの情報等を活用し、残留農薬分析を行う2試験所に対し、試験所・校正機関の能力に関する国際規格であるISO/IEC17025への適合性審査を行い認定しました。



オーガニックレストランでは、

- ・オーガニック食材80%以上の料理を5品以上提供
- ・店舗や広告等の見やすい場所にJASマークを表示



メニュー

★★★ 洋風サラダ ￥800
レタス(JAS有機認証)
塩漬けオリーブ(EU有機認証)
クルドン
粉チーズ

オーガニック食材の配合割合

★★★★	95%以上
★★★	80%以上
★★	50%以上
★	50%未満

・メニューなどで、オーガニック食材の認証状況や配合割合等を正しく表示

・配合割合は記号で表示しても良い



⑥ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

農林水産省では、食品安全に関するリスク管理の取組みとして、どのような有害化学物質がどの程度農林水産物等に含有されているのかを調査しています（汚染実態調査）。FAMICは、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」等に基づき、食品中の有害化学物質の分析結果を提供しており、国際的に通用する信頼性の高い試験結果を提供するため、「小麦及び大麦中のかび毒の定量試験」について、ISO/IEC17025の試験所認定を取得しています。

令和3年度は、当該計画に基づく小麦、大麦及びライ麦中のかび毒等888件の分析調査に加え、追加分析及び予備調査※として小麦及び大麦中のかび毒80件の分析を行い、基礎データの収集、把握に貢献しました。

※予備調査として農林水産省と農研機構が実施する麦類のDON配糖体の蓄積に関する調査について、分析データを提供し、品種、栽培地域・条件による蓄積状況の知見に貢献しました。



⑦ その他の業務

FAMICは、農林物資、肥料、農薬及び飼料等に関する技術上の情報の提供を目的として、技術講習会を開催しています。

令和3年度は、受講者のニーズが見込まれる有機JAS認証制度と有機に係る食品表示に関する講習会や食品の原料原産地表示に関する講習会を全国で7回開催しました。このうち3回は受講者の利便性を考慮し、リモート配信により実施しました。



9. 予算と決算との比較

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金	6,761	6,761	
施設整備費補助金	41	34	
受託収入	0	2	
諸収入	45	44	
前年度よりの繰越金	—	—	
計	6,848	6,841	
支出			
業務経費	758	715	
施設整備費	41	34	
受託経費	0	2	
一般管理費	527	511	
人件費	5,520	5,392	
計	6,848	6,654	

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

http://www.famic.go.jp/public_information/johokokai/22jyou/kesanhoukoku.html



10. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	1,178	流動負債	988
現金・預金等(*1)	775	未払金・預り金等	612
引当金見返	376	引当金	376
その他	27	固定負債	5,176
固定資産	11,143	資産見返負債	437
有形固定資産	6,703	引当金	4,428
引当金見返	4,427	その他	312
その他	13		
		負債合計	6,164
		純資産の部(*2)	金額
		資本金	10,110
		政府出資金	10,110
		資本剰余金	Δ4,142
		利益剰余金	189
		純資産合計	6,156
資産合計	12,321	負債純資産合計	12,321

(注) 1. 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。以下、他の財務諸表についても同様です。

2. 財務諸表内の(*)は、各科目・項目の対応関係を示しています。

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	6,582
経常費用(*3)	6,581
臨時損失(*4)	1
その他行政コスト(*5)	173
行政コスト合計	6,755

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用（＊３）	6,581
調査指導業務費	5,534
人件費	4,606
減価償却費	111
その他	817
一般管理費	1,047
人件費	835
減価償却費	17
その他	195
財務費用	－
経常収益	6,766
運営費交付金収益	5,831
事業収益等自己収入	42
その他	893
臨時損失（＊４）	1
臨時利益	3
当期純利益（＊６）	187
前事業年度繰越積立金取崩額	1
当期総利益	188

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	純資産合計
当期首残高	10,110	Δ 4,004	377	6,483
当期変動額				
固定資産の取得	－	34	－	34
その他行政コスト（＊５）	－	Δ 173	－	Δ 173
国庫納付金の納付	－	－	Δ 375	Δ 375
当期純利益（＊６）	－	－	187	187
当期末残高（＊２）	10,110	Δ 4,142	189	6,156

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	Δ 77
人件費支出	Δ 5,471
運営費交付金収入	6,761
事業収益等自己収入	42
その他収入・支出	Δ 1,408
投資活動によるキャッシュ・フロー	Δ 183
資金増加額（又は減少額）	Δ 259
資金期首残高	1,034
資金期末残高（※ 7）	775

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高（※ 7）	775
定期預金	-
現金及び預金（※ 1）	775

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

http://www.famic.go.jp/public_information/johokokai/22.jyou/zaimusyohyou.html



11. 財政状態及び運営状況の理事長による説明情報

(1) 貸借対照表

当事業年度末の資産合計は12,321百万円と、前年度末比438百万円減（前期は12,758百万円）となっています。これは、現金及び預金が259百万円減（25.1%減）したこと、賞与引当金見返が43百万円減（10.3%減）となったこと、減価償却等により有形固定資産が137百万円減（2.0%減）となったことが主な要因です。

負債合計は6,164百万円と、前年度末比111百万円減（前期は6,275百万円）となっています。これは、退職金等の未払金が79百万円減（12.0%減）となったこと、賞与引当金が43百万円減（10.3%減）となったことが主な要因です。

純資産合計は、6,156百万円であり、資本金（政府出資金）10,110百万円、資本剰余金△4,142百万円、利益剰余金は189百万円となります。

(2) 行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは、6,755百万円となり、そのうち損益計算書上の費用は、6,582百万円、その他行政コストは173百万円となっています。

(3) 損益計算書

経常費用は6,581百万円と、前年度比20百万円増（0.3%増）となっています。これは、支給対象人員の増により給与、賞与及び諸手当が前年度比13百万円増（0.3%増）となったこと、保守・修繕費が前年度比9百万円増（2.8%増）となったことが主な要因です。

当期総利益は188百万円と、前年度比182百万円減（前期は370百万円）となっています。これは、運営費交付金収益等の経常収益が前年度比163百万円減少したのに対し、経常費用が前年度比20百万円増加したことが主な要因です。

(4) 純資産変動計算書

当事業年度末の純資産は、当期総利益188百万円を計上した結果、6,156百万円となりました。

(5) キャッシュ・フロー計算書

当事業年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△77百万円と、前年度比284百万円減（前期は207百万円）となっています。これは、人件費支出が前年度比129百万円減（2.3%減）となっていること、国庫納付金の支払額が前年度比268百万円増（前期は△108百万円）となっていること、その他の業務支出が前年度比35百万円増（3.5%増）となっていること及び運営費交付金収入が前年度比112百万円減（1.6%減）となったことが主な要因です。

投資活動によるキャッシュ・フローは△183百万円（前期は△87百万円）となっています。これは、有形固定資産の取得による支出が132百万円増（前期は△90百万円）となったことが主な要因です。

12. 内部統制の運用に関する情報

FAMICは、理事長及び理事の職務の執行が、通則法、センター法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備・運用に関する事項を業務方法書に定めています。主な項目とその運用状況は次のとおりです。

（１）内部統制に関する事項（業務方法書第93条、第95条、第97条）

FAMICは、理事長の意思決定を補佐するため設置する役員会において、内部統制に関する重要事項を審議するとともに、内部統制の推進等を目的として内部統制委員会を設置しています。

令和３年度は、内部統制委員会を１回開催し、リスク管理委員会に対して、リスク管理表のリスク管理項目の追加を指示する等、内部統制の推進を図りました。

（２）リスク評価と対応に関する事項（業務方法書第98条）

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、リスクへの適切な対応を可能とするため、リスク管理委員会を設置しています。

令和３年度は、リスク管理委員会を２回開催し、各業務で識別、評価したリスクについて、対応方針を決定してリスクを管理しました。また、職員のリスク管理に関する理解を深め、活動への参加意識の醸成を図ることを目的として、eラーニング方式による教育研修を実施しました。

（３）監事監査に関する事項（業務方法書第101条）

FAMICは、通則法第19条第４項の規定に基づき、監事による法人の業務に対する監査が適切に実施されるよう、監事監査の実効性を確保するための体制を整備しています。

令和３年度は、監事補佐として、業務監査室の職員２名を指名し、監事監査の体制整備を進めるとともに、監事との連携強化を図り、監事監査及び独立行政法人・特殊法人等監事連絡会等（※）に係る事務を行いました。

※ 独立行政法人、特殊法人等の監事等が持つ監査機能を充実し、業務運営の適正化・効率化に資するために、独立行政法人等の監事等により構成された団体で、総務省と連携を図りながら会員相互の連絡協議及び調査研究等を行っています。

（４）内部監査に関する事項（業務方法書第102条）

理事長は、FAMICの業務運営の合理化、諸規程の実施状況等に関する事項について、業務監査室職員に命じて内部監査を実施させ、その結果及び改善措置状況を報告させています。

なお、令和３年度の内部監査では、軽微な不適合４件が検出されました。

（５）入札・契約に関する事項（業務方法書第104条）

入札・契約の透明性を担保し、調達等の合理化における自律的かつ継続的な取組みに関する点検を行うため、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会を設置しています。

令和３年度は、契約監視委員会を２回開催し、入札及び契約の妥当性等について審議及びフォローアップを行うとともに、当該委員会の審議概要をホームページで公表しました。

（６）予算の適正な配分に関する事項（業務方法書第105条）

運営費交付金を原資とする予算を適正に配分するための体制を整備し、その評価結果をFAMIC内部の予算配分等に反映する仕組みを設けています。

令和３年度は、役員会で３ヶ月毎に予算の執行状況を確認し、予算執行状況を踏まえた予算の再配分を行いました。

13. 法人の基本情報

（１）沿革

（旧農林水産消費技術センター関係）

平成３年４月	農林水産省農林規格検査所から 農林水産省農林水産消費技術センターに改組
平成13年４月	独立行政法人農林水産消費技術センターとして設立

（旧肥飼料検査所関係）

昭和38年１月	農林省肥料検査所と農林省飼料検査所が統合して 農林省肥飼料検査所となる
平成13年４月	独立行政法人肥飼料検査所として設立

（旧農薬検査所関係）

昭和22年６月	農林省農薬検査所設置
平成13年４月	独立行政法人農薬検査所として設立

平成19年４月	上記３法人を統合して 独立行政法人農林水産消費安全技術センターとして設立
平成27年４月	行政執行法人となる

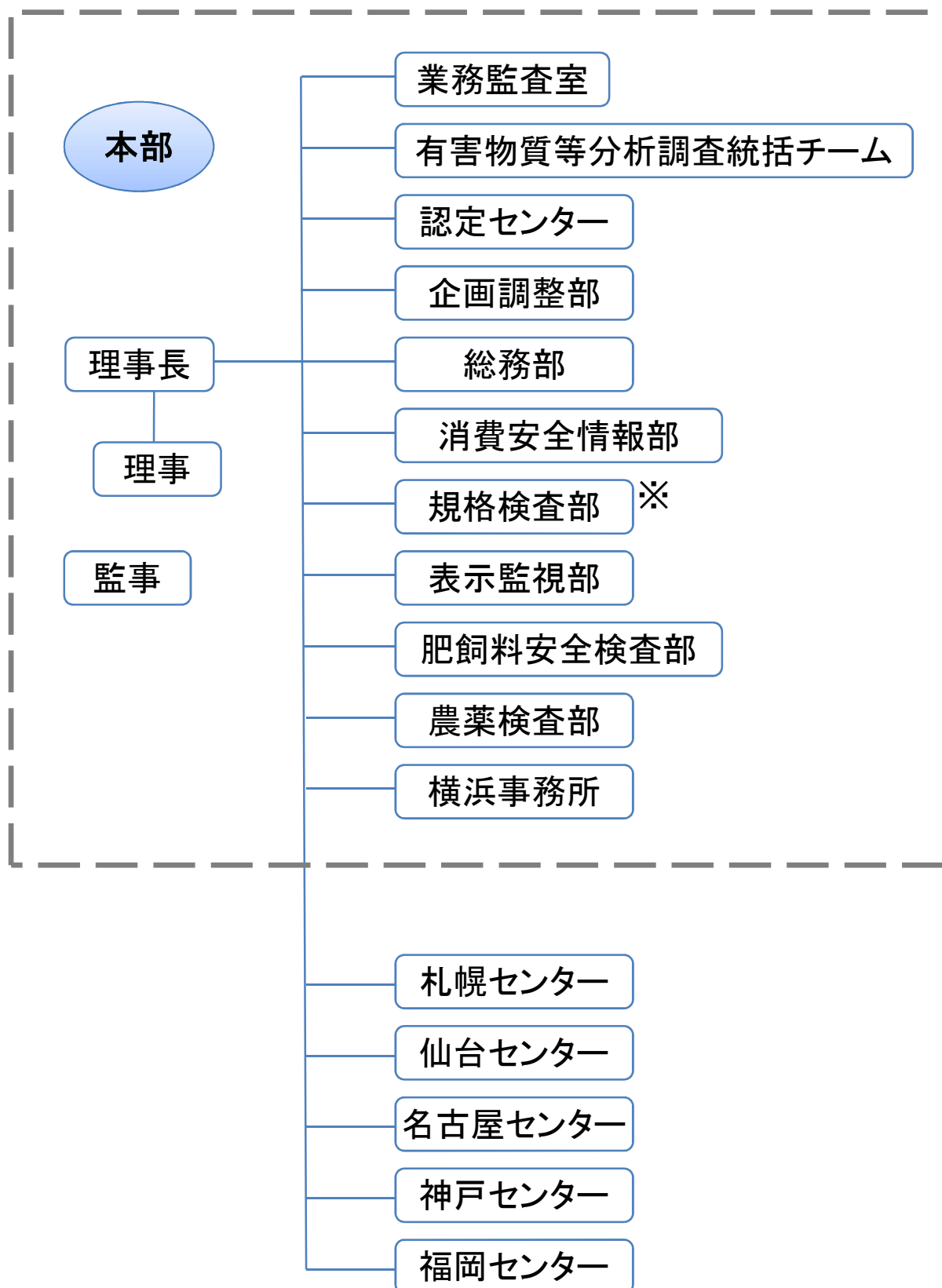
（２）設立に係る根拠法

独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）

（３）主務大臣（主務省所管課）

農林水産大臣（農林水産省消費・安全局総務課）

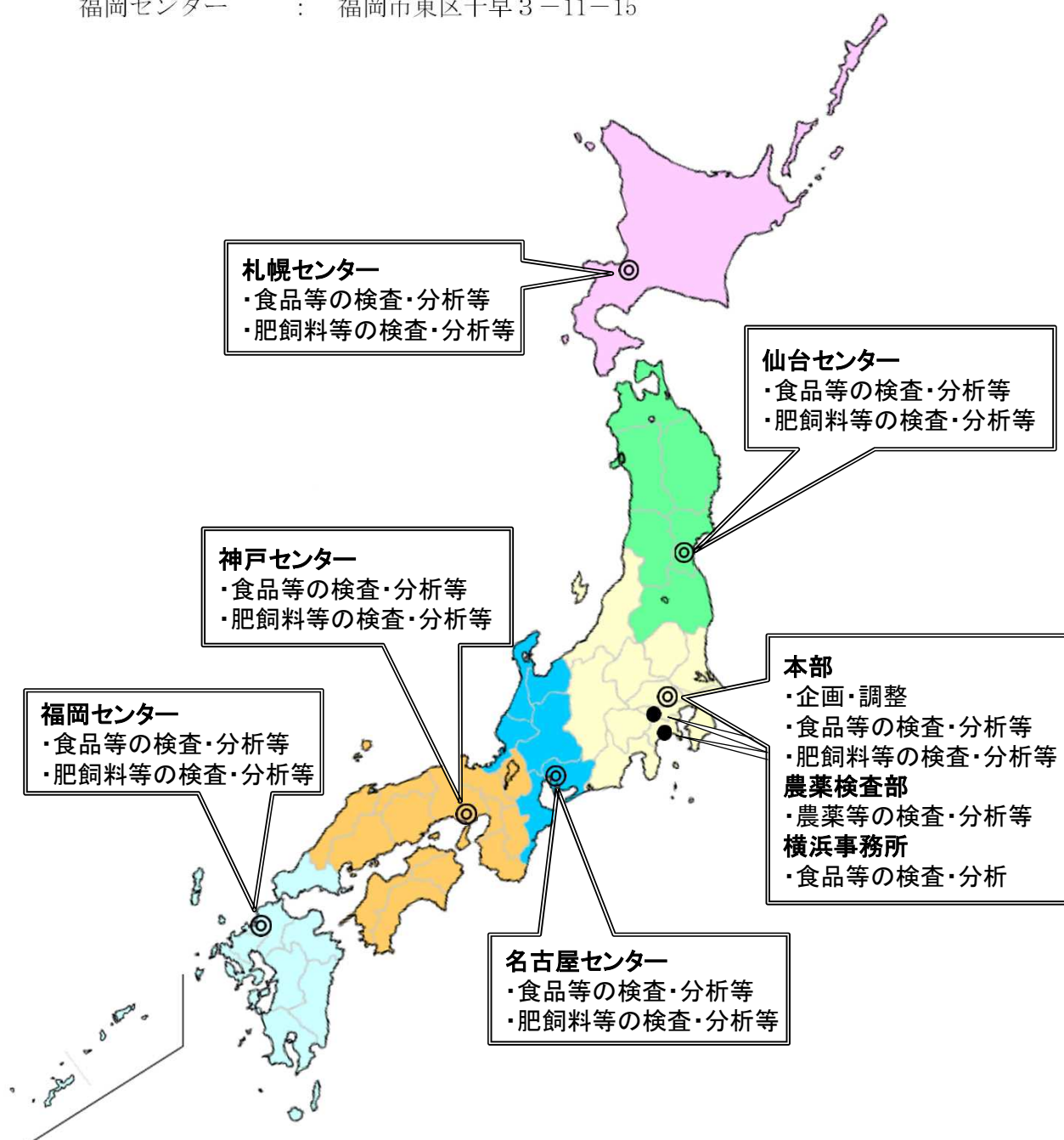
(4) 組織図



※ 規格検査部は令和4年4月1日以降は規格調査部に再編

(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地

本 部	: さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
農薬検査部	: 東京都小平市鈴木町 2-772
横浜事務所	: 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎
札幌センター	: 札幌市北区北 10 条西 4-1-13 道新北ビル 札幌市中央区大通西 10-4-1 札幌第 2 合同庁舎
仙台センター	: 仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第 3 合同庁舎
名古屋センター	: 名古屋市中区三の丸 1-2-2 名古屋農林総合庁舎 2 号館
神戸センター	: 神戸市中央区港島南町 1-3-7
福岡センター	: 福岡市東区千早 3-11-15



(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

特定の関連会社及び関連公益法人は該当ありません。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資産	8,144	7,929	12,737	12,758	12,321
負債	1,387	1,456	6,379	6,275	6,164
純資産	6,758	6,474	6,357	6,483	6,156
行政コスト(注)	－	－	12,003	6,732	6,755
経常費用	6,564	6,684	6,766	6,561	6,581
経常収益	6,671	6,737	6,877	6,929	6,766
当期総利益	110	54	115	370	188

(注) 行政コストは、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成30年9月3日改訂)に伴い、令和元年度から計算しております。

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区 別	金額
収入	
運営費交付金	6,719
施設整備費補助金	57
受託収入	2
諸収入	44
前年度よりの繰越金	－
計	6,822
支出	
業務経費	749
施設整備費	57
受託経費	2
一般管理費	614
人件費	5,399
計	6,822

② 収支計画

(単位：百万円)

区 別	金額
費用の部	7,618
経常費用	7,618
人件費	5,399
業務費	656
受託経費	2
一般管理費	613
減価償却費	106
賞与引当金繰入	422
退職給付費用	419
財務費用	－
臨時損失	－
収益の部	7,616
運営費交付金収益	6,623
受託収入	2
諸収入	44
資産見返運営費交付金戻入	106
資産見返物品受贈額戻入	－
賞与引当金見返に係る収益	422
退職給付引当金見返に係る収益	419
臨時利益	－
純利益	Δ 1
前年度繰越積立金取崩額	1
総利益	－

③ 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金額
資金支出	6,822
業務活動による支出	6,669
投資活動による支出	154
財務活動による支出	－
翌年度への繰越金	－
資金収入	6,822
業務活動による収入	6,765
運営費交付金による収入	6,719
受託収入	2
その他の収入	44
投資活動による収入	57
施設整備費補助金による収入	57
その他の収入	－
財務活動による収入	－
前年度よりの繰越金	－

詳細につきましては、令和4年度事業計画をご覧ください。

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyoukeikaku.html



14. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金	： 現金及び預金であって、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に期限の到来しない預金を除くもの
引当金見返（流動資産）	： 運営費交付金等で財源措置される引当金計上に見合う流動資産で、賞与引当金見返が該当
有形固定資産	： 土地、建物、機械及び装置、工具器具備品など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産
その他（固定資産）	： 有形固定資産以外の長期資産で、特許権など具体的な形態を持たない無形固定資産等が該当
引当金見返（投資その他の資産）	： 運営費交付金等で財源措置される引当金計上に見合う投資その他の資産で、退職給付引当金見返が該当
未払金・預り金	： 一年以内に対価の支払をすべき債務
引当金（流動負債）	： 将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、賞与引当金が該当
資産見返負債	： 事業計画の想定範囲内で、運営費交付金により償却資産を取得した場合に計上される負債
引当金（固定負債）	： 将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等が該当
その他（固定負債）	： 資産除去債務等
資本金	： 国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
資本剰余金	： 国から交付された施設費などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	： 独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	： 損益計算書における経常費用、臨時損失
その他行政コスト	： 政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	： 独立行政法人のアウトプットを生み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

調査指導業務費	:	独立行政法人の業務に要した費用
一般管理費	:	事務所の賃借料、減価償却費など、独立行政法人の管理に要した費用
人件費	:	給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費
財務費用	:	利息の支払に要する経費
運営費交付金収益	:	国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
事業収益等自己収入	:	手数料収入、受託収入などの収益
臨時損益	:	固定資産の売却損益等が該当

④ 純資産変動計算書

当期末残高	:	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
-------	---	-----------------------

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー	:	独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	:	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出や施設整備費補助金の交付による収入が該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

① 公式Facebook (令和3年4月～)

<https://www.facebook.com/famamimic>



② 公式Youtube (令和3年6月～)

https://www.youtube.com/channel/UCS_ntChNzbMF6s6B62NZYtw



③ ホームページ

<http://www.famic.go.jp/>



④ 広報誌「大きな目小さな目」

広報誌では、農業生産資材や食品に関する科学的な知識やFAMICの関係業務の情報、食品等のQ&A等を、年4回定期的に発行しています。広報誌は、ホームページでも公表しています。

http://www.famic.go.jp/public_relations_magazine/kouhoushi/index.html



⑤ メールマガジン

メールマガジンでは、FAMICホームページの最新情報、行事・講習会の情報のほか、各府庁省の報道発表資料、その時々のお話等の情報を掲載し、月3回以上配信しています。

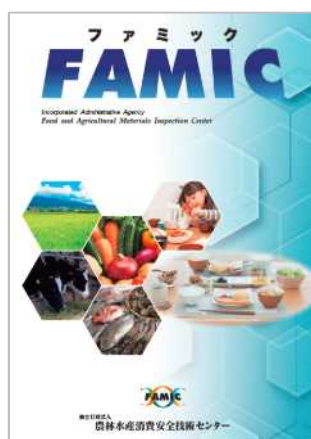
http://www.famic.go.jp/mail_magazine/stand.html



メールマガジンの配信をご希望される方は下のQRコードを読み込み、登録をしてください。



⑥ パンフレット等



パンフレット

<http://www.famic.go.jp/information/koho/>



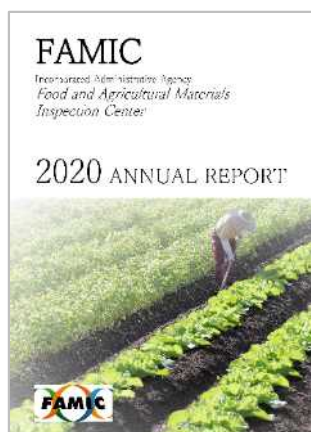
環境報告書

http://www.famic.go.jp/public/information/kankyo_report/index.html



業務実績レポート

<http://www.famic.go.jp/public/information/sonota/report.html>



ANNUAL REPORT

<http://www.famic.go.jp/english/>





肥料研究報告

<http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub10.html>



農薬調査研究報告

https://www.acis.famic.go.jp/acis/chouken/chouken/chouken_index.htm



飼料研究報告

<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub12.html>



食品関係等調査研究報告

http://www.famic.go.jp/technical_information/investigation_research_report/index.html





/FAMIC公式フェイスブック



/FAMIC公式チャンネル



独立行政法人 農林水産消費安全技術センター
FAMIC(ファミック)
<http://www.famic.go.jp/>